

新旧対照表

○国定公園事業執行認可等の取扱要綱

新	旧
国定公園事業執行認可等の取扱要綱	国定公園事業執行認可等の取扱要綱の制定について
制定 平成12年 3月30日 自第655号 (関係土木事務所長) 千葉県環境部長通知	国定公園事業執行認可等の取扱要綱
改正 平成12年 7月17日 自第 248号 平成13年 1月 5日 自第 534号 平成15年 3月31日 自第 714号 平成23年 3月28日 自第2501号 平成24年 3月21日 自第2054号 平成31年 3月29日 自第2085号 令和 7年 月 日 自第 号	制定 平成12年 3月30日 自第655号 (関係土木事務所長) 千葉県環境部長通知
(趣旨) 第1条 この要綱は、自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第16条の規定による国定公園に関する公園事業（以下「国定公園事業」という。）の執行に関しては、法、自然公園法施行令（昭和32年政令第298号。以下「令」という。）及び自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。	(趣旨) 第1条 この要綱は、自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第16条の規定による国定公園に関する公園事業の執行に関しては、法、自然公園法施行令（昭和32年政令第298号。以下「令」という。）及び自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。
(国定公園事業に関する申請内容等に対する指導) 第2条 国定公園事業の執行に関し相談を受けたときは、国定公園事業の執行の内容及び協議書・申請書（以下「申請書等」という。）又は届出書の内容が、法、令、規則及び本要綱に照らし適切なものとなるよう知事が指導するものとする。 なお、指導においては、行政手続法（平成5年法律第88号）第32条から第36条までの規定に留意する。	(国定公園事業に関する申請内容等に対する指導) 第2条 国定公園事業の執行に関し相談を受けたときは、国定公園事業の執行の内容及び協議書・申請書（以下「申請書等」という。）又は届出書の内容が、法、令、規則及び本要綱に照らし適切なものとなるよう知事が指導するものとする。 なお、指導においては、行政手続法（平成5年法律第88号）第32条から第36条までの規定に留意する。

新	旧
(国定公園事業に関する申請書等の審査等) 第3条 土木事務所の長は、申請者若しくは協議者（以下「申請者等」という。）又は届出者から国定公園事業の執行に関する申請書等又は届出書が提出されたときは、当該申請書等又は届出書について不備又は不足がないことを確認し、不備又は不足がある場合には相当の期間を定め、申請者等又は届出者に補正を求めることがある。 なお、相当の期間を経過しても申請書等の不備又は不足が補正されないときは、速やかに行政手続法第7条の規定により、申請によって求められた認可、承認（以下「認可等」という。）を拒否する処分又は協議への異議を行うものとする。 2 知事は、申請書等が提出された日（申請書等の不備又は不足について補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日）から起算して <u>第35条、第36条</u> により、本要綱に定める審査事項について審査し、処理又は処分するものとする。 3 第9条、第16条、 <u>第22条、第24条及び第26条</u> の審査基準は、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続法第5条第3項及び地方自治法第250条の2第1項の規定により、自然保護課、土木事務所において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。	(国定公園事業に関する申請書等の審査等) 第3条 土木事務所の長は、申請者若しくは協議者（以下「申請者等」という。）又は届出者から国定公園事業の執行に関する申請書等又は届出書が提出されたときは、当該申請書等又は届出書について不備又は不足がないことを確認し、不備又は不足がある場合には相当の期間を定め、申請者等又は届出者に補正を求めることがある。 なお、相当の期間を経過しても申請書等の不備又は不足が補正されないときは、速やかに行政手続法第7条の規定により、申請によって求められた認可、承認（以下「認可等」という。）を拒否する処分又は協議への異議を行うものとする。 2 知事は、申請書等が提出された日（申請書等の不備又は不足について補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日）から起算して <u>第33条、第34条</u> により、本要綱に定める審査事項について審査し、処理又は処分するものとする。 3 第9条、第16条、 <u>第22条及び第24条</u> の審査基準は、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続法第5条第3項及び地方自治法第250条の2第1項の規定により、自然保護課、土木事務所において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。
(拒否の処分又は協議の内容への異議に当たっての理由の提示) 第4条 国及び地方公共団体以外の者が行う認可等の申請を拒否する処分を行う場合には、行政手続法第8条の規定により、処分の内容を通知する書面（以下「指令書」という。）にその理由を記載するものとする。 2 国及び地方公共団体が行う協議の内容への異議がある場合には、行政手続法第8条の規定に準じ、回答を通知する書面（以下「回答書」という。）にその理由を記載するものとする。	(拒否の処分又は協議の内容への異議に当たっての理由の提示) 第4条 国及び地方公共団体以外の者が行う認可等の申請を拒否する処分を行う場合には、行政手続法第8条の規定により、処分の内容を通知する書面（以下「指令書」という。）にその理由を記載するものとする。 2 国及び地方公共団体が行う協議の内容への異議がある場合には、行政手続法第8条の規定に準じ、回答を通知する書面（以下「回答書」という。）にその理由を記載するものとする。
(執行の協議書又は認可申請書の様式) 第5条 法第16条第4項で準用する法第10条第4項の申請書等は、様式第1によるものとする。 <u>また、国定公園事業に係る申請等に関する事務処理のうち、特殊な事例に</u>	(執行の協議書又は認可申請書の様式) 第5条 法第16条第4項で準用する法第10条第4項の申請書等は、様式第1によるものとする。

新	旧
<p><u>については別添1によること。</u></p> <p>(執行の協議書又は認可申請書の記載事項)</p> <p>第6条 前条の申請書等の記載事項のうち「公園施設の規模」及び「公園施設の構造」については<u>別添2</u>に定める記載事項によるものとし、「公園施設の管理又は経営の方法」については<u>次の各号に掲げる事項</u>を記載するものとする。ただし、運輸施設にあっては、<u>第2号、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事項</u>を記載することを要しない。</p> <p>(1) 直営又は委託の別            (2) 委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名            (3) 通年供用又は季節供用の別            (4) 季節供用の場合にあっては、供用期間            (5) 料金徴収の有無            (6) 料金を徴収する場合にあっては、その標準的な額  <u>(7) 分譲型ホテル等の該当の有無</u>  <u>(8) 分譲型ホテル等にあっては、その種類及び仕組みの概要</u></p>	
<p>(執行の協議書又は認可申請書の添付書類)</p> <p>第7条 規則第9条で準用する<u>規則第2条第3項第7号に規定する書類</u>は、<u>次の各号に掲げる書類</u>とする。ただし、<u>執行協議にあっては、これを要しない</u>。</p> <p>(1) <u>別添3に掲げる書類</u>            (2) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書  <u>(3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における収支予算書（総額及び内訳を記載したもの）</u>            2 規則第9条で準用する規則第2条第3項第9号に規定する書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>(1) <u>特定の者が優先的に宿泊する仕組みを明らかにした書類、一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みを明らかにした書類及び年間延べ宿泊可能</u></p>	<p>(執行の協議書又は認可申請書の記載事項)</p> <p>第6条 前条の申請書等の記載事項のうち「公園施設の規模」及び「公園施設の構造」については<u>別添1</u>に定める記載事項によるものとし、「公園施設の管理又は経営の方法」については<u>次の事項</u>を記載するものとする。ただし、運輸施設にあっては、<u>(2)、(4)及び(6)</u>を記載することを要しない。</p> <p>(1) 直営又は委託の別            (2) 委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名            (3) 通年供用又は季節供用の別            (4) 季節供用の場合にあっては、供用期間            (5) 料金徴収の有無            (6) 料金を徴収する場合にあっては、その標準的な額  <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u></p>
	<p>(執行の協議書又は認可申請書の添付書類)</p> <p>第7条 規則第9条で準用する<u>規則第2条第3項第7号の「その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類</u>は、<u>以下に掲げる書類</u>とする。ただし、<u>執行協議については、これを要しない</u>。</p> <p>(1) <u>法人にあっては、申請の日の属する事業年度前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後三年を経過していない法人にあっては、設立後の各事業年度に係るもの）</u>            (2) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書<u>及び収支予算書</u>  <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合を明らかにした書類（季節により利用者の数の差異が大きい地域にあっては、季節ごとの差異を明かにした書類、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにした縮尺千分の一程度の各階平面図等の書類を含む。）</p> <p>（2）公園施設が所在する地域の再活性化若しくは上質化に向けた取組内容を明らかにした書類又は改築、増築若しくは建替えを行う廃屋若しくは老朽化施設の敷地内の配置を明らかにした縮尺千分の一程度の配置図、天然色写真及び登記事項証明書</p> <p>3 規則第9条で準用する規則第2条第3項第10号に規定する書類には、工事の施行によって発生する廃材又は残土の処理の方法を説明した書類を含むものとする。</p> <p>4 規則第9条で準用する規則第2条第3項第12号に規定する書類には、宿舎に関する国定公園事業であって、当該施設の所有権を客室単位等で販売するものにあっては、公園施設の耐用年数に応じた借地借家法（平成3年法律第90号）に基づく定期借地権が設定されること又は公園施設の大規模修繕や建替えが円滑に実施されることが見込まれる措置が講じられることが明示された建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく区分所有者等と法第16条第4項で準用する法第10条第2項の協議をした者又は同条第3項の認可を受けた者（以下「国定公園事業者」という。）の契約内容を明らかにした書類を含めるものとする。</p> <p>（執行の協議書又は認可申請書の審査事項）</p> <p>第8条 第5条の申請書等については、<u>次の各号に掲げる事項</u>について審査するものとする。ただし、<u>執行協議</u>にあっては、<u>第3号、第5号及び第6号に掲げる事項</u>の審査を要しない。</p> <p>（1）法第7条第2項の規定による国定公園に関する公園計画（以下「国定公園計画」という。）、法第9条第2項の規定による国定公園事業の決定、及び<u>別添4</u>との整合性</p> <p>（2）公園施設の位置、規模及び構造の適切性</p> <p>（3）公園施設の管理又は経営の方法の適切性</p> <p>（4）国定公園事業の執行が、風致、景観又は風景に及ぼす支障の有無</p> <p>（5）国定公園事業が適正に管理又は運営されるために必要な申請者の資産、</p>	<p>2 規則第9条で準用する規則第2条第3項第9号の「その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類」には、工事の施行によって発生する廃材又は残土の処理の方法を説明した書類を含むものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（執行の協議書又は認可申請書の審査事項）</p> <p>第8条 第5条の申請書等については、<u>次に掲げる事項</u>について審査するものとする。ただし、<u>執行協議</u>については、<u>（3）、（5）及び（6）</u>の審査を要しない。</p> <p>（1）法第7条第2項の規定による国定公園に関する公園計画（以下「国定公園計画」という。）、法第9条第2項の規定による国定公園事業の決定、及び<u>当該事業に含めることができる付帯施設（別表2）</u>との整合性</p> <p>（2）公園施設の位置、規模及び構造の適切性</p> <p>（3）公園施設の管理又は経営の方法の適切性</p> <p>（4）国定公園事業の執行が、風致、景観又は風景に及ぼす支障の有無</p> <p>（5）国定公園事業が適正に管理又は運営されるために必要な申請者の資産、</p>

新	旧
<p>経理的基礎及び能力の有無</p> <p>(6) 国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否 (7) その他<u>次条の審査基準</u>への適合の判断に必要な事項</p> <p>(執行の協議又は認可の審査基準)</p> <p>第9条 法第16条第2項の規定による協議又は同条第3項の規定による認可は、協議又は申請（以下「申請等」という。）の内容が<u>次の各号に掲げる要件</u>に適合するものに対して行うものとする。ただし、<u>協議にあっては、第4号、第5号及び第8号に掲げる要件についての審査</u>を要しない。</p> <p>(1) 国定公園計画及び国定公園事業の決定事項に適合すること。</p> <p>(2) <u>国定公園事業を執行するに当たって当該公園事業に含め得る付帯施設（令第1条各号に掲げる施設であって、当該公園事業施設に付帯し、かつ機能的に密接な関係にある他の施設をいう。以下「付帯施設」という。）</u>がある場合には、当該付帯施設が<u>別添4</u>に適合するものであること。</p> <p>(3) 公園施設の位置、規模及び構造が、執行内容に対して適正であり、<u>利用施設にあっては</u>安全性及び利用上の快適性が確保されていること。</p> <p>(4) 公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。</p> <p>(5) 申請者が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。</p> <p>(6) 利用施設事業については、<u>特定の者が優先的に使用するものでないこと。ただし、分譲型ホテル等であって、次に掲げる事項のいずれにも適合するものについては、この限りでない。</u></p> <p>ア 次に掲げる事項のいずれにも適合すること。</p> <p>(ア) <u>特定の者が独占的に利用する客室を設けないこと。</u></p> <p>(イ) <u>公園施設の年間延べ宿泊可能客室数のうち、7割以上について、一般の利用者の宿泊の機会が確保されていること。</u></p> <p>(ウ) <u>季節性の強いエリアにおいては、ハイシーズンも、一定数の客室において、一般の利用者の宿泊の機会が確保されていること。</u></p> <p>イ 次に掲げる事項のいずれかに適合すること。</p> <p>(ア) <u>廃業施設や休業施設が目立つエリアの再活性化や上質化に資すると判断されるもの。</u></p> <p>(イ) <u>風致景観の保護上支障を来している廃屋や老朽化施設の改築、増築又は建替えにより実施されるもの。</u></p>	<p>経理的基礎及び能力の有無</p> <p>(6) 国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否 (7) その他<u>第9条の審査基準</u>への適合の判断に必要な事項</p> <p>(執行の協議又は認可の審査基準)</p> <p>第9条 法第16条第2項の規定による協議又は同条第3項の規定による認可は、協議又は申請（以下「申請等」という。）の内容が<u>次に掲げる要件</u>に適合するものに対して行うものとする。ただし、<u>協議については、(4)、(5)及び(8)の要件</u>を要しない。</p> <p>(1) 国定公園計画及び国定公園事業の決定事項に適合すること。</p> <p>(2) 付帯施設がある場合には、当該付帯施設が「<u>当該事業に含め得ること</u>できる付帯施設（別表2）」に適合するものであること。</p> <p>(3) 公園施設の位置、規模及び構造が、執行内容に対して適正であり、安全性及び利用上の快適性が確保されていること。</p> <p>(4) 公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。</p> <p>(5) 申請者が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。</p> <p>(6) 利用施設事業については、<u>特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。</u></p>

新	旧
<p>(7) 国定公園事業の執行が国定公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>(8) 国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国定公園事業の用に供するための権原を有していること。</p> <p>(9) 国定公園事業の執行が、他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、その許可等を得られる見込みがあること。</p> <p>(10) 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。</p> <p>(11) その他必要な事項が示されていること。</p> <p><u>2 前項第5号に定める事項の具体的な審査基準については別添3によるものとする。</u></p> <p>(認可の条件)</p> <p>第10条 法第16条第4項で準用する法第10条第10項の規定による条件は、申請者がこれに違反した場合に、法第16条第4項で準用する法第14条第3項第2号の規定による認可の取消し又は法第83条第2号に定められた罰則が適用され得ることから、具体的かつ分かりやすい表現を用い、原則として<u>別表</u>に掲げる例文によるものとする。ただし、<u>自然環境保全の観点並びに</u>安全性又は快適性の確保等利用の観点から施設の管理等に関して付す条件については、<u>別表</u>に掲げる例文にかかわらず、必要に応じて適切なものを付すことができるものとする。</p> <p>2 法第16条第2項の規定による協議に際しては、<u>別表</u>に掲げる例文によって留意事項を付すことができるものとする。ただし、国定公園事業の執行において必要不可欠な事項については、留意事項の付加によらず、協議内容の変更を求めることとし、当該変更が行われない場合にあっては、当該協議の内容への異議がある旨の回答をするものとする。</p> <p>3 公園施設の利用者数を報告する旨の条件が付された場合における当該報告の様式は、様式第4によるものとする。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第11条 法第16条第4項で準用する法第11条の規定による国定公園事業に係る施設の改善その他の当該国定公園事業の執行に関する改善命令は、国定公園事業の適正な執行の確保の観点から、国定公園事業の執行内容が不適当と認められるときに行うものとする。</p>	<p>(7) 国定公園事業の執行が国定公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>(8) 国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国定公園事業の用に供するための権原を有していること。</p> <p>(9) 国定公園事業の執行が、他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、その許可等を得られる見込みがあること。</p> <p>(10) 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。</p> <p>(11) その他必要な事項が示されていること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(認可の条件)</p> <p>第10条 法第16条第4項で準用する法第10条第10項の規定による条件は、申請者がこれに違反した場合に、法第16条第4項で準用する法第14条第3項第2号の規定による認可の取消し又は法第83条第2号に定められた罰則が適用され得ることから、具体的かつ分かりやすい表現を用い、原則として<u>(別表1)</u>に掲げる例文によるものとする。ただし、安全性又は快適性の確保等利用の観点から施設の管理等に関して付す条件については、<u>(別表1)</u>に掲げる例文にかかわらず、必要に応じて適切なものを付すことができるものとする。</p> <p>2 法第16条第2項の規定による協議に際しては、<u>(別表1)</u>に掲げる例文によって留意事項を付すことができるものとする。ただし、国定公園事業の執行において必要不可欠な事項については、留意事項の付加によらず、協議内容の変更を求めることとし、当該変更が行われない場合にあっては、当該協議の内容への異議がある旨の回答をするものとする。</p> <p>3 公園施設の利用者数を報告する旨の条件が付された場合における当該報告の様式は、様式第4によるものとする。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第11条 法第16条第4項で準用する法第11条の規定による国定公園事業に係る施設の改善その他の当該国定公園事業の執行に関する改善命令は、国定公園事業の適正な執行の確保の観点から、国定公園事業の執行内容が不適当と認められるときに行うものとする。</p>

新	旧
<p>2 公園施設の改善等を命ずる場合には、行政手続法第29条から第31条までの規定により、弁明の機会を付与するものとし、処分に当たっては、行政手続法第14条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。</p> <p>(改善命令に関する報告)</p> <p>第12条 土木事務所の長は、国定公園事業の執行内容が<u>前条</u>第1項に該当し、改善を要すると認めるときは、その旨の意見を付して、その状況を様式第5により環境生活部長に報告するものとする。</p> <p>(内容の変更協議書又は認可申請書の様式)</p> <p>第13条 規則第9条で準用する規則第4条第1項の申請書等は、様式第2によるものとする。</p> <p>(<u>内容の変更協議、認可又は届出を要しない事項</u>)</p> <p>第14条 国定公園事業内容の変更のうち、<u>次の各号に掲げる行為</u>については、<u>国定公園事業の内容の変更には該当せず、法第16条第4項で準用する法第10条第6項の変更の協議、認可又は法第16条第4項で準用する法第10条第9項の届出を要しない</u>。</p> <p>(1) 建築物の内部の構造の変更であって、<u>軽易と認められるもの（宿舎又は野営場に関する国定公園事業であって、最大宿泊者数に変更が生じるものを除く。）</u></p> <p>(2) 国定公園の区域のうち、特別保護地区又は海域公園地区に含まれない区域内にあっては、規則第12条各号に掲げる行為に該当するもの。</p> <p>(3) 特別保護地区内にあっては、規則第13条各号に掲げる行為に該当するもの。</p> <p>(4) 海域公園地区内にあっては、規則第13条の3各号に掲げる行為に該当するもの。</p> <p>(内容の変更協議書又は認可申請書の審査事項)</p> <p>第15条 第13条の申請書等については、第8条各号に掲げる事項について審査するものとする。</p> <p>(内容の変更協議又は認可の基準)</p>	<p>2 公園施設の改善等を命ずる場合には、行政手続法第29条から第31条までの規定により、弁明の機会を付与するものとし、処分に当たっては、行政手続法第14条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。</p> <p>(改善命令に関する報告)</p> <p>第12条 土木事務所の長は、国定公園事業の執行内容が<u>第11条</u>第1項に該当し、改善を要すると認めるときは、その旨の意見を付して、その状況を様式第5により環境生活部長に報告するものとする。</p> <p>(内容の変更協議書又は認可申請書の様式)</p> <p>第13条 規則第9条で準用する規則第4条第1項の申請書等は、様式第2によるものとする。</p> <p>(<u>内容の変更協議又は認可を要しない事項</u>)</p> <p>第14条 国定公園事業内容の変更のうち、<u>次に掲げる行為</u>については、<u>協議又は認可を受けることを要しない</u>。</p> <p>(1) 建築物の内部の構造の変更であって、<u>軽易なもの。</u></p> <p>(2) 国定公園の区域のうち、特別保護地区又は海域公園地区に含まれない区域内にあっては、規則第12条各号に掲げる行為に該当するもの。</p> <p>(3) 特別保護地区内にあっては、規則第13条各号に掲げる行為に該当するもの。</p> <p>(4) 海域公園地区内にあっては、規則第13条の3各号に掲げる行為に該当するもの。</p> <p>(内容の変更協議書又は認可申請書の審査事項)</p> <p>第15条 第13条の申請書等については、第8条各号に掲げる事項について審査するものとする。</p> <p>(内容の変更協議又は認可の基準)</p>

新	旧
<p>第16条 法第16条第4項で準用する法第10条第6項による協議又は認可は、第9条第1項に掲げる基準に適合するものに対して行うものとする。</p> <p>(変更協議又は認可を要しない軽微な変更の届出書の様式)</p> <p>第17条 規則第9条で準用する規則第5条の届出書は、様式第3によるものとする。</p> <p>(休廃止の届出書の様式)</p> <p>第18条 規則第9条で準用する規則第7条の届出書は、<u>様式第9</u>によるものとする。</p> <p>(廃止に際する原状回復等の必要性の確認)</p> <p>第19条 土木事務所の長は、国及び地方公共団体以外の者から<u>前条</u>の届出があった場合には、第28条第1項各号への適合を調査し、法第16条第4項で準用する法第15条第1項の規定による原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）の必要性について確認するものとする。この場合において、原状回復等を命じる必要があると認めるときは、その旨を<u>様式第10</u>により、環境生活部長に報告するものとする。</p> <p>(承継の協議書又は承認申請書の様式)</p> <p>第20条 規則第9条で準用する規則第6条第1項の<u>申請書</u>は、様式第6によるものとする。</p> <p>2 規則第9条で準用する規則第6条第3項の申請書等は、様式第7によるものとする。</p> <p><u>3 規則第9条で準用する規則第6条第5項の申請書は、様式第8によるものとする。</u></p> <p>(譲渡による承継の承認申請書の審査事項)</p> <p>第21条 前条第1項の申請書については、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。</p> <p>(1) 承継の必要性</p> <p>(2) 承継により生じる国定公園の保護又は利用上の支障の有無</p> <p>(3) 国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否</p>	<p>第16条 法第16条第4項で準用する法第10条第6項による協議又は認可は、第9条第1項に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。</p> <p>(変更協議又は認可を要しない軽微な変更の届出書の様式)</p> <p>第17条 規則第9条で準用する規則第5条の届出書は、様式第3によるものとする。</p> <p>(休廃止の届出書の様式)</p> <p>第18条 規則第9条で準用する規則第7条の届出書は、<u>様式第8</u>によるものとする。</p> <p>(廃止に際する原状回復等の必要性の確認)</p> <p>第19条 土木事務所の長は、国及び地方公共団体以外の者から<u>第18条</u>の届出があった場合には、第28条第1項各号への適合を調査し、法第16条第4項で準用する法第15条第1項の規定による原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）の必要性について確認するものとする。この場合において、原状回復等を命じる必要があると認めるときは、その旨を<u>様式第9</u>により、環境生活部長に報告するものとする。</p> <p>(承継の協議書又は承認申請書の様式)</p> <p>第20条 規則第9条で準用する規則第6条第1項の<u>申請書等</u>は、様式第6によるものとする。</p> <p>2 規則第9条で準用する規則第6条第3項の申請書等は、様式第7によるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>(4) その他次条の審査基準への適合の判断に必要な事項</p> <p>(譲渡による承継の承認の審査基準)</p> <p>第22条 法第16条第4項で準用する法第12条第1項の規定に基づく承認は、申請の内容が次の各号に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。</p> <p>(1) 利用施設事業については、第9条第6号に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(2) 譲渡承継後に安全性及び利用上の快適性を確保するため適切に管理又は経営がなされるものであること。</p> <p>(3) 前号のほか、譲渡承継後の公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。</p> <p>(4) 譲受人が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。</p> <p>(5) 譲受人が、国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国定公園事業の用に供するための権原を有していること（譲受人が当該財産の所有権等を有していない場合であっても、当該財産の所有権等の移転に係る契約書において、承継の承認を条件として当該財産の所有権等が移転することとなっている等、承認時より当該財産の所有権等の移転がされることが明らかとなっている場合には、当該事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を使用する権限を有していることとして取り扱うことができるものとする。）。</p> <p>(6) 他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、譲受人が、その許可等を得られる見込みがあること。</p> <p>(7) 申請の事項について客観的な举証資料が示されていること。</p> <p>2 前項第4号に定める事項の具体的な審査基準については別添4とするものとする</p> <p>(合併又は分割による承継の協議書又は承認申請書の審査事項)</p> <p>第23条 第20条第2項の申請書等については、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。ただし、承継協議にあっては、第3号に掲げる事項の審査を要しない。</p> <p>(1) 承継の範囲及びその方法</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>(2) 承継により生じる国定公園の保護又は利用上の支障の有無        (3) 国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否        (4) その他<u>次条</u>の審査基準への適合の判断に必要な事項</p> <p>(合併又は分割による承継の協議又は承認の審査基準)</p> <p><u>第24条</u> 法第16条第4項で準用する<u>法第12条第2項</u>の規定による協議又は承認は、申請等の内容が<u>次の各号に掲げる要件</u>に適合するものに対して行うものとする。ただし、<u>承継協議にあっては、第2号及び第3号に掲げる要件についての審査</u>を要しない。</p> <p>(1) 国定公園事業者である法人の合併又は分割により、申請者等に国定公園事業の全部が承継されていること。        (削る。)</p> <p>(2) 申請者等が、<u>当該申請等に係る国定公園事業を適正に執行するために必要な能力</u>を有していること。        (削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(3) 申請者等が、国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国定公園事業の用に供するための権原を有していること。        (4) 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。        (5) その他必要な事項が示されていること。</p> <p>(相続による承継承認申請書の審査事項)</p> <p><u>第25条</u> <u>第20条第3項</u>の申請書については、<u>次の各号に掲げる事項</u>を審査するものとする。</p> <p>(1) 承継の範囲及びその方法        (2) 国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否        (3) その他<u>次条</u>の審査基準への適合の判断に必要な事項</p> <p>(相続による承継承認の審査基準)</p> <p><u>第26条</u> 法第16条第4項で準用する<u>法第12条第3項</u>の規定による承認は、申請</p>	<p><u>経理的基礎及び能力の有無</u>        (4) 承継により生じる国定公園の保護又は利用上の支障の有無        (5) 国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否        (6) その他<u>第22条</u>の審査基準への適合の判断に必要な事項</p> <p>(合併又は分割による承継の協議又は承認の審査基準)</p> <p><u>第22条</u> 法第16条第4項で準用する<u>法第12条第1項</u>の規定による協議又は承認は、申請等の内容が<u>次に掲げる要件</u>に適合するものに対して行うものとする。ただし、<u>承継協議については、(2)、(3)及び(6)の要件</u>を要しない。</p> <p>(1) 国定公園事業者である法人の合併又は分割により、申請者等に国定公園事業の全部が承継されていること。        (2) <u>公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。</u>        (3) 申請者が、<u>公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力</u>を有していること。        (4) <u>利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。</u>        (5) <u>国定公園事業の執行が国定公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。</u>        (6) 申請者が、国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国定公園事業の用に供するための権原を有していること。        (7) 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。        (8) その他必要な事項が示されていること。</p> <p>(相続による承継承認申請書の審査事項)</p> <p><u>第23条</u> <u>第20条第2項</u>の申請書については、<u>次に掲げる事項</u>を審査するものとする。</p> <p>(1) 承継の範囲及びその方法        (2) 国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否        (3) その他<u>第24条</u>の審査基準への適合の判断に必要な事項</p> <p>(相続による承継承認の審査基準)</p> <p><u>第24条</u> 法第16条第4項で準用する<u>法第12条第2項</u>の規定による承認は、申請</p>

新	旧
<p>の内容が<u>次の各号に掲げる要件</u>に適合するものに対して行うものとする。</p> <p>(1) 国定公園事業者である被相続人の死亡により、申請者に国定公園事業の全部が承継されていること。</p> <p>(2) 相続人が二人以上ある場合にあっては、申請に<u>係る</u>国定公園事業者の地位を申請者が承継することについて、その全員が同意していること。</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(3) 申請者が、国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国定公園事業の用に供するための権原を有していること。</p> <p>(4) 申請事項について客観的な挙証資料が示されていること。</p> <p>(5) その他必要な事項が示されていること。</p>	<p>の内容が<u>次に掲げる要件</u>に適合するものに対して行うものとする。</p> <p>(1) 国定公園事業者である被相続人の死亡により、申請者に国定公園事業の全部が承継されていること。</p> <p>(2) 相続人が二人以上ある場合にあっては、申請に<u>かかる</u>国定公園事業者の地位を申請者が承継することについて、その全員が同意していること。</p> <p>(3) <u>利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。</u></p> <p>(4) <u>国定公園事業の執行が国定公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。</u></p> <p>(5) 申請者が、国定公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国定公園事業の用に供するための権原を有していること。</p> <p>(6) 申請事項について客観的な挙証資料が示されていること。</p> <p>(7) その他必要な事項が示されていること。</p>
<p>(執行認可の失効の届出書の様式)</p> <p><b>第27条</b> 規則第9条で準用する規則第8条の届出書は、<u>様式第11</u>によるものとする。</p>	<p>(執行認可の失効の届出書の様式)</p> <p><b>第25条</b> 規則第9条で準用する規則第8条の届出書は、<u>様式第10</u>によるものとする。</p>
<p>(執行認可の失効の報告)</p> <p><b>第28条</b> 土木事務所の長は、国及び地方公共団体以外の者から前条の届出書が提出された場合又は法第16条第4項で準用する法第14条第1項の規定により法第16条第3項の認可の失効が確認された場合であって、国定公園事業者自らが前条の届出書を提出することが事実上不可能な場合にあっては、<u>第30条</u>第1項の各号への適合を調査した上で、原状回復等の必要性についての意見を付して、その旨を<u>様式第12</u>により速やかに環境生活部長に報告するものとする。</p>	<p>(執行認可の失効の報告)</p> <p><b>第26条</b> 土木事務所の長は、国及び地方公共団体以外の者から前条の届出書が提出された場合又は法第16条第4項で準用する法第14条第1項の規定により法第16条第3項の認可の失効が確認された場合であって、国定公園事業者自らが前条の届出書を提出することが事実上不可能な場合にあっては、<u>第28条</u>第1項の各号への適合を調査した上で、原状回復等の必要性についての意見を付して、その旨を<u>様式第11</u>により速やかに環境生活部長に報告するものとする。</p>
<p>(国定公園事業認可の取消しの手続)</p> <p><b>第29条</b> 土木事務所の長は、法第16条第4項で準用する法第14条第3項の規定により国定公園事業の執行認可を取消す必要があると認めた場合には、<u>第30条</u>第1項の各号への適合について調査した上で、原状回復等の必要性についての意見を付して、その旨を<u>様式第13</u>により速やかに環境生活部長に報告するものとする。</p>	<p>(国定公園事業認可の取消しの手続)</p> <p><b>第27条</b> 土木事務所の長は、法第16条第4項で準用する法第14条第3項の規定により国定公園事業の執行認可を取消す必要があると認めた場合には、<u>第28条</u>第1項の各号への適合について調査した上で、原状回復等の必要性についての意見を付して、その旨を<u>様式第12</u>により速やかに環境生活部長に報告するものとする。</p>

新	旧
<p>2 法第16条第4項で準用する法第14条第3項の規定により国定公園事業の執行認可を取消す場合には、行政手続法第15条から第28条の規定により聴聞を行うとともに、処分に当たっては、同法第14条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。</p> <p>(原状回復命令等に当たっての手続)</p> <p><u>第30条</u> 法第16条第4項で準用する法第15条第1項の規定による原状回復等を執るべき旨の命令は、<u>次の各号に掲げる</u>要件に適合する場合に行うものとする。</p> <p>(1) 当該公園施設が<u>国定公園事業の執行によって生じた施設</u>であること。</p> <p>(2) 当該公園施設に関する国定公園事業の執行認可を受けていた者以外の者が、新たに法第16条第4項で準用する法第10条第2項の協議又は同条第3項の認可を受けて、国定公園事業の用に供するものではないこと。</p> <p>(3) 当該公園施設が規則第11条各項に定める行為の許可の基準に合致しないこと。</p> <p><b>(4) 当該国定公園施設に対して原状回復等の措置が執られないことが、風致、景観又は風景の維持に著しい支障を与えるものであること。</b></p> <p><u>2</u> 法第16条第4項で準用する法第15条第1項の規定により原状回復等を命じるに当たっては、関係行政庁との連絡調整に努めるものとする。</p> <p>(不認可等に係る指令書等の交付の取扱い)</p> <p><u>第31条</u> <u>次の各号に掲げる</u>処分に係る回答書又は指令書の交付に当たっては、処分の内容を名あて人に確実に伝達するとともに、処分のあったことを知った日を明確にするため、当該回答書又は指令書を名あて人に対し、捺印のある受領書を受ける、又は配達証明扱いで郵送することにより交付するものとする。</p> <p>(1) 法第16条第2項の規定による執行の協議への異議</p> <p>(2) 法第16条第3項の規定による執行の不認可</p> <p>(3) 法第16条第4項で準用する法第10条第6項の規定による公園施設等の変更協議への異議又は不認可</p> <p>(4) 法第16条第4項で準用する法第11条の規定による公園施設等の改善命令</p> <p>(5) 法第16条第4項で準用する<u>法第12条第1項から第3項までの</u>規定による承継協議への異議又は不承認</p>	<p>2 法第16条第4項で準用する法第14条第3項の規定により国定公園事業の執行認可を取消す場合には、行政手続法第15条から第28条の規定により聴聞を行うとともに、処分に当たっては、同法第14条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。</p> <p>(原状回復命令等に当たっての手続)</p> <p><u>第28条</u> 法第16条第4項で準用する法第15条第1項の規定による原状回復等を執るべき旨の命令は、<u>次に掲げる</u>要件に適合する場合に行うものとする。</p> <p>(1) 当該公園施設が<u>国定公園事業の執行のための施設</u>であること。</p> <p>(2) 当該公園施設に関する国定公園事業の執行認可を受けていた者以外の者が、新たに法第16条第4項で準用する法第10条第2項の協議又は同条第3項の認可を受けて、国定公園事業の用に供するものではないこと。</p> <p>(3) 当該公園施設が規則第11条各項に定める行為の許可の基準に合致しないこと。</p> <p><b>(新設)</b></p> <p><u>3</u> 法第16条第4項で準用する法第15条第1項の規定により原状回復等を命じるに当たっては、関係行政庁との連絡調整に努めるものとする。</p> <p>(不認可等に係る指令書等の交付の取扱い)</p> <p><u>第29条</u> <u>次に掲げる</u>処分に係る回答書又は指令書の交付に当たっては、処分の内容を名あて人に確実に伝達するとともに、処分のあったことを知った日を明確にするため、当該回答書又は指令書を名あて人に対し、捺印のある受領書を受ける、又は配達証明扱いで郵送することにより交付するものとする。</p> <p>(1) 法第16条第2項の規定による執行の協議への異議</p> <p>(2) 法第16条第3項の規定による執行の不認可</p> <p>(3) 法第16条第4項で準用する法第10条第6項の規定による公園施設等の変更協議への異議又は不認可</p> <p>(4) 法第16条第4項で準用する法第11条の規定による公園施設等の改善命令</p> <p>(5) 法第16条第4項で準用する<u>法第12条第1項又は第2項</u>の規定による承継協議への異議又は不承認</p>

新	旧
(6) 法第16条第4項で準用する法第14条第3項の規定による執行認可の取消し	(6) 法第16条第4項で準用する法第14条第3項の規定による執行認可の取消し
(7) 法第16条第4項で準用する法第15条の規定による原状回復命令等	(7) 法第16条第4項で準用する法第15条の規定による原状回復命令等
(国の機関が執行する国定公園事業の取扱い)	(国の機関が執行する国定公園事業の取扱い)
<b>第32条</b> 国の機関が執行する国定公園事業については、法第16条第2項に規定する地方公共団体の執行する国定公園事業に準じて取り扱うものとする。	<b>第30条</b> 国の機関が執行する国定公園事業については、法第16条第2項に規定する地方公共団体の執行する国定公園事業に準じて取り扱うものとする。
(県の自然公園法を分掌する課以外が執行する国定公園事業の取扱い)	(県の自然公園法を分掌する課以外が執行する国定公園事業の取扱い)
<b>第33条</b> 県の自然公園法を分掌する課以外が執行する国定公園事業については、法第16条第1項により取り扱うものとする。この場合において、 <u>執行等の手続</u> は法第16条第2項を準用し、 <u>様式第1から第4まで、第7及び第9</u> については、「千葉県知事」を「環境生活部長」に読み替えるものとする。	<b>第31条</b> 県の自然公園法を分掌する課以外が執行する国定公園事業については、法第16条第1項により取り扱うものとする。この場合において、 <u>執行等の手続き</u> は法第16条第2項を準用し、 <u>様式第1、2、3、4、6、8</u> については、「千葉県知事」を「環境生活部長」に読み替えるものとする。
(書類の経由)	(書類の経由)
<b>第34条</b> 申請者等は、国定公園事業に関する書類のうち、法、令、規則及び本要綱の規定により知事に提出する申請書等その他の書類は、正副各1部を、公園事業所在地の所轄土木事務所の長に提出する。所轄土木事務所の長は、正1部を添えて環境生活部長あて副申する。	<b>第32条</b> 申請者等は、国定公園事業に関する書類のうち、法、令、規則及び本要綱の規定により知事に提出する申請書等その他の書類は、正副各1部を、公園事業所在地の所轄土木事務所の長に提出する。所轄土木事務所の長は、正1部を添えて環境生活部長あて副申する。
この場合において、公園事業所在地が二つの土木事務所の所轄区域にまたがる事項については、その事項が主として関係する土地を所轄する土木事務所の長を経由するものとする。	この場合において、公園事業所在地が二つの土木事務所の所轄区域にまたがる事項については、その事項が主として関係する土地を所轄する土木事務所の長を経由するものとする。
なお、県の自然公園法を分掌する課以外の執行する国定公園事業については、 <u>前条</u> の規定により、関係書類1部を課の所属部長から環境生活部長に提出するものとする。	なお、県の自然公園法を分掌する課以外の執行する国定公園事業については、 <u>第31条</u> の規定により、関係書類1部を課の所属部長から環境生活部長に提出するものとする。
(協議の標準処理期間について)	(協議の標準処理期間について)
<b>第35条</b> 次の各号に掲げる協議の標準処理期間については、地方自治法第250条の3の規定により次のとおり定める。	<b>第33条</b> 次の各号に掲げる協議の標準処理期間については、地方自治法第250条の3の規定により次のとおり定める。
ただし、協議書の内容の不備その他により指導を有する場合はこの限りではない。	ただし、協議書の内容の不備その他により指導を有する場合はこの限りではない。
(1) 法第16条第2項の公園事業執行の協議 34日	(1) 法第16条第2項の公園事業執行の協議 34日
(2) 法第16条第4項で準用する法第10条第6項の公園事業内容の変更協議	(2) 法第16条第4項で準用する法第10条第6項の公園事業内容の変更協議

新	旧
<p>34日</p> <p>(3) 法第16条第4項で準用する<u>法第12条第2項</u>の法人の合併（分割）による公園事業の承継協議 30日</p> <p>(認可等の標準処理期間について)</p> <p><u>第36条</u> 次の各号に掲げる認可等の標準処理期間については、行政手続法第6条の規定により次のとおり定める。</p> <p>ただし、申請書の内容の不備その他により指導を有する場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 法第16条第3項の公園事業執行の認可 34日</p> <p>(2) 法第16条第4項で準用する法第10条第6項の公園事業内容の変更認可 34日</p> <p>(3) 法第16条第4項で準用する<u>法第12条第1項から第3項までの譲渡等による</u>公園事業の承継承認 30日</p> <p>(その他)</p> <p><u>第37条</u> この要綱に定めのない事項等については、<u>国立公園事業執行等取扱要領（令和4年4月1日付け環自国発第22040111号環境省自然環境局長通知）</u>及び「<u>宿舎に関する国立公園事業に係る分譲型ホテル等の取扱いについて</u>（令和4年4月1日付け環自国発第22040112号環境省自然環境局長通知）に準じて取り扱うものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 この取扱要綱は、平成12年4月1日から実施する。</p> <p>附則（平成12年7月17日 自第 248号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この要綱は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この要綱による改正後の様式第1の規定は、この要綱の施行の日以後にされる自然公園法第15条第3項の規定による認可の申請について適用し、この要綱の施行の日前にされたこれらの規定による認可の申請については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成13年1月5日 自第 534号）</p> <p>（施行期日）</p>	<p>34日</p> <p>(3) 法第16条第4項で準用する<u>法第12条第1項</u>の法人の合併（分割）による公園事業の承継協議 30日</p> <p>(認可等の標準処理期間について)</p> <p><u>第34条</u> 次の各号に掲げる認可等の標準処理期間については、行政手続法第6条の規定により次のとおり定める。</p> <p>ただし、申請書の内容の不備その他により指導を有する場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 法第16条第3項の公園事業執行の認可 34日</p> <p>(2) 法第16条第4項で準用する法第10条第6項の公園事業内容の変更認可 34日</p> <p>(3) 法第16条第4項で準用する<u>法第12条第1項及び第2項の法人の合併（分割）等による</u>公園事業の承継承認 30日</p> <p>(その他)</p> <p><u>第35条</u> この要綱に定めのない事項等については、<u>国立公園事業取扱要領（平成17年10月1日付け環自国発第051001001号環境省自然環境局長通知、改正平成23年11月30日付け環自国発第111130004号環境省自然環境局長通知）</u>に準じて取り扱うものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 この取扱要綱は、平成12年4月1日から実施する。</p> <p>附則（平成12年7月17日 自第 248号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この要綱は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この要綱による改正後の様式第1の規定は、この要綱の施行の日以後にされる自然公園法第15条第3項の規定による認可の申請について適用し、この要綱の施行の日前にされたこれらの規定による認可の申請については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成13年1月5日 自第 534号）</p> <p>（施行期日）</p>

新	旧
<p>1 この要綱は、平成13年1月6日から施行する。</p> <p>2 この要綱による改正後の様式規定は、この要綱の施行の日以後にされる認可等の申請について適用し、この要綱の施行の日前にされたこれらの規定による認可等の申請については、なお従前の例による。</p> <p>附則 (平成15年3月31日 自第 714号) (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱による改正後の様式の規定は、この要綱の施行の日以後にされる認可等の申請について適用し、この要綱の施行の日前にされたこれらの規定による認可等の申請については、なお従前の例による。</p> <p>附則 (平成23年3月28日 自第2501号) (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱による改正後の様式の規定は、この要綱の施行の日以後にされる認可等の申請について適用し、この要綱の施行の日前にされたこれらの規定による認可等の申請については、なお従前の例による。</p> <p>附則 (平成31年3月29日 自第2085号) (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成31年7月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱による改正後の様式の規定は、この要綱の施行の日以後にされる認可等の申請について適用し、この要綱の施行の日前にされたこれらの規定による認可等の申請については、なお従前の例による。</p> <p>附則 (令和7年 月 日 自第 号) (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和7年 月 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にされる国定公園事業の執行に係る手続について適用し、この要綱の施行の日前にされたこれらの規定に</p>	<p>1 この要綱は、平成13年1月6日から施行する。</p> <p>2 この要綱による改正後の様式規定は、この要綱の施行の日以後にされる認可等の申請について適用し、この要綱の施行の日前にされたこれらの規定による認可等の申請については、なお従前の例による。</p> <p>附則 (平成15年3月31日 自第 714号) (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱による改正後の様式の規定は、この要綱の施行の日以後にされる認可等の申請について適用し、この要綱の施行の日前にされたこれらの規定による認可等の申請については、なお従前の例による。</p> <p>附則 (平成23年3月28日 自第2501号) (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱による改正後の様式の規定は、この要綱の施行の日以後にされる認可等の申請について適用し、この要綱の施行の日前にされたこれらの規定による認可等の申請については、なお従前の例による。</p> <p>附則 (平成31年3月29日 自第2085号) (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成31年7月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱による改正後の様式の規定は、この要綱の施行の日以後にされる認可等の申請について適用し、この要綱の施行の日前にされたこれらの規定による認可等の申請については、なお従前の例による。</p>

新	旧
<u>による手続については、なお従前の例による。</u>	

〈別添1〉(新設)国定公園事業に係る認可申請等に関する特殊な事例

国定公園事業における認可申請等に係る事務のうち、次に掲げる事例においては、各項に示す指導方針に従って処理すること。

1 公園事業の認可（法第16条関係）

(1) 法第16条第3項に基づき国定公園事業に係る認可を受けた者が不存在になっており、別の者によって公園事業施設において事業が行われている場合の事務処理

ア 法第16条第3項に基づき認可を受けた国定公園事業者（以下第1項において「A」という。）に代わって、Aの公園施設を譲り受け、又は借り受けている者（以下第1項において「B」という。）が実質上国定公園事業に即した事業を行っている場合

(ア) Aが存在（個人にあっては戸籍上死亡していないことをいい、法人にあっては登記簿上消滅していないことをいう。以下同じ。）し、かつ、その所在（個人にあっては国定公園事業者本人、法人にあっては代表者の住所又は居所をいう。以下同じ。）が明らかな場合

Aには始末書を添付させた上で国定公園事業の廃止届出を行わせ、Bには、国定公園事業の執行の必要性に応じて、国定公園事業の執行の認可又は承継の申請を行わせる。

(イ) Aは存在するが、所在が不明の場合

a Aの国定公園事業の執行に必要な他法令の規定による処分が取り消され、その他その効力が失われていること（以下「他法令の許可の取消等」という。）が確認できる場合

法第16条第4項で準用する法第14条第1項の規定によりAに対する認可の効力は失われているため、国定公園事業執行認可等の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）第28条に基づき失効の報告を行い、Bには、国定公園事業の執行の必要性に応じて、国定公園事業の執行の認可の申請を行わせる。

b Aの国定公園事業の執行において他法令の許可等を要しない場合、又は、Aの執行に必要な他法令の許可の取消等が確認できない場合

Aの存在及び所在について調査の上、取扱要綱第29条に基づき認可の取消しを行い、Bには、国定公園事業の執行の必要性に応じて、国定公園事業の執行の認可の申請を行わせる。

(ウ) Aが存在しない場合

条理上、Aに対する同意又は認可の効力は失われているため、取扱要綱第28条に基づき失効の報告を行い、Bには、国定公園事業の執行の必要性に応じて、国定公園事業の執行の認可の申請を行わせる。

イ Bが公園施設を国定公園事業に即した用に供しない場合

(ア) Aが存在し、かつ、その所在が明らかな場合

Aより始末書を徴収し、国定公園事業の廃止届出をさせる。

(イ) Aは存在するが、所在が不明の場合

a Aの国定公園事業の執行に必要な他法令の許可の取消等が確認できる場合

法第16条第4項で準用する法第14条第1項の規定によりAに対する認可の効力は失われているため、取扱要綱第28条に基づき失効の報告を行う。

b Aの国定公園事業の執行において他法令の許可等を要しない場合、又は、Aの執行に必要な他法令の許可の取消等が確認できない場合

Aの存在及び所在について調査の上、取扱要綱第29条に基づき認可の取消しを行う。

(ウ) Aが存在しない場合

条理上、Aに対する同意又は認可の効力は失われているため、取扱要綱第28条に基づき失効の報告を行う。

**(2) 同一地における複数種の国定公園事業の執行に係る事務処理**

同一地において複数種の公園事業を執行するに当たっては、法第16条第4項で準用する法第16条第3項の認可申請は公園事業の種類ごとに行わせるとともに、以下の事項について留意するものとする。

- ア 同一地において執行することにより、風致景観の保護及び公園事業施設の有効利用が図られること。
- イ 執行者が、同一地における他の公園事業の執行者と同一であること又は当該公園事業施設に関して執行に必要な権原を有していること。
- ウ 公園事業の執行内容が、同一地における他の公園事業の適正な執行を妨げるおそれのないものであり、他の公園事業の執行者の同意を得られるものであること。
- エ 供用期間が、同一地における他の公園事業の供用期間と重複しないものであること。

**(新設)****(3) 国定公園事業者の変更に係る事務処理**

- ア 法人である国立公園事業者が会社法（平成17年法律第86号）第743条等の規定により、株式会社を持分会社（合名会社・合資会社・合同会社）に変更する又は持分会社を株式会社に変更する等、法人格の同一性を保ったまま組織変更をする場合、法人の名称の変更を伴うため、法第16条第4項で準用する法第10条第9項の規定に基づき国定公園事業の内容の軽微な変更（法人の名称変更）に係る届出をさせること。
- イ 国定公園事業者を個人から、同人が代表を務める法人に変更する場合は、国定公園事業者の人格の変更を伴うため、法第16条第4項で準用する法第12条第1項の規定により、公園事業の譲渡手続を行わせること。

**2. 公園事業の承継（法第16条第4項で準用する法第12条関係）**

- (1) 法第16条第4項で準用する法第12条第1項に基づき、法第16条第3項の認可を受けた国定公園事業者（以下「A」という。）が、国及び地方公共団体以外の者（以下「B」という。）にその国定公園事業の一部を譲渡する場合の事務処理**
  - ア 譲渡しようとする公園事業の一部について、Aから法第16条第4項で準用する法第10条第6項の規定に基づき変更の認可の申請をさせる。
  - イ Aによる申請が認可された後、Bから法第16条第3項に基づき譲受しようとする公園事業についての執行の認可を申請させる。
- (2) 法第16条第4項で準用する法第12条第2項に基づき、国定公園事業者である法人が、合併又は分割により設立等された法人にその国定公園事業の一部を承継する場合は前号と同様に処理することとする。**

〈別添2〉

## 施設の規模及び構造にかかる記載事項

国定公園事業執行認可等の取扱要綱第6条の「公園施設の規模」及び「公園施設の構造」について、国定公園事業執行協議（認可申請）書（様式第1）又は国定公園事業の内容の変更の協議（認可申請）書（様式第2）の「公園施設の規模・構造」に係る別記載事項は、当該公園施設の風致景観に及ぼす影響及び利用を増進する度合を判断するための記載事項であることを踏まえ、国定公園事業の決定事項に照らした上で、下記を参考に記載するものとする。

なお、付帯建築物は（1）、付帯道路は（2）、付帯広場・園地は（3）、付帯野営場は（4）、付帯駐車場は（11）の記載事項に準じて記載する。

また、申請等に係る公園事業の執行として行う行為に伴い生じることが見込まれる風致景観への影響を審査するため、以下の事項についても記載する。

- ・木竹の伐採を伴うものにあっては、その本数・樹種等
- ・土工事を伴うものにあっては、切土土量、盛土土量、残土土量及び残土の処理方法
- ・園地、運動場等の整備のために大規模に土地の形状を変更するような場合にあっては、土工面積
- ・既存施設の撤去等にあっては、当該撤去により生じた廃材・残材の処分方法 及び跡地の緑化方法等

## (1) 宿舎、避難小屋、休憩所、展望施設、案内所、車庫等の建築物

ア 敷地面積

イ 建築物の概要（用途、建築物の主要構造及び階数、最高部の高さ、建築面積及び延べ面積、屋根の形状及び材料並びに色彩、外壁の材料及び色彩、収容人員、各室の用途の別及び便所の様式等）

ウ ごみ焼却炉等の汚物処理施設、誘導標識、案内図標識等標識及び広告物等の表示施設、取付道路及び駐車場その他の付帯施設の概要

エ 複数の建築物からなる施設については、用途別棟数を記載した上で、棟の類型ごとにその規模及び構造を記載する。

オ 同型の離れた客室を有する宿舎など、多数の同一施設を有するものについては、その標準的な規模及び構造とその棟数を記載することで足りる。

## (2) 道路及び橋

ア 事業執行区間ごとの起点及び終点

イ 道路構造規格（種別/等級）

ウ 延長

エ 幅員（有効幅員、総幅員及び幅員の構成）

オ 舗装の種類

カ 付帯施設の種類及び数等の概要

（ア）トンネル（延長、幅員、高さ）

〈別添1〉

## 施設の規模及び構造にかかる記載事項

国定公園事業執行協議（認可申請）書（様式第1）又は国定公園事業内容の変更協議（認可申請）書（様式第2）の「公園施設の規模・構造」にかかる別記載事項は下記のとおりとする。

## (1) 宿舎、避難小屋、休憩所、案内所、車庫等の建築物

敷地面積、建築物（用途別棟数、各棟の主要構造、各棟の建築面積及び延べ面積、階数、階数別床面積、間取り、各室の用途の別、各室の収容人員、最高部の高さ、屋根の形状及び材料並びに色彩、外壁の構造及び材料並びに色彩、暖冷房の種類、便所の様式、避難階段及び消火栓等の防災施設の概要）、その他付帯施設（給排水施設、屑籠、ごみ焼却炉等の汚物処理施設、案内板及び標識並びに広告物等の表示施設、取付道路及び駐車場、卓及びベンチ、造園及び修景工等）の概要

## (2) 道路及び橋

延長、幅員（全幅員、有効幅員）、舗装の種類、最大縦断勾配、曲線部の最小半径、切取盛土土量、残土がある場合はその土量及び処理方法の概要、切取盛土法面の最大の長さ、法面の保護及び修景の概要、路傍駐車場、トンネル（延長、幅員、高さ、巻立工の概要）、橋（形式、延長、幅員、桁及び橋脚等の構造及び主要材料並びに主要部分の色彩）、防護施設の概要、その他付帯建築物及び施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(イ) 橋（構造形式、延長、幅員、高さ、主要部分の色彩）

(ウ) 交通安全施設（ガードレール、道路情報管理等施設の種類別に数量・規模（延長又は基数等）、仕様（色彩等））

(エ) 自動車駐車場等（施設の種類別に数量・規模、仕様）

(オ) 防雪施設（防雪柵、スノーシェッド等施設の種類別に数量・規模、仕様）

(カ) 防護施設（擁壁、法面保護工、落石防止施設等施設の種類別に数量・規模、仕様（色彩、表面処理法・緑化方法等））

(キ) その他付帯施設（付帯建築物は（1）、付帯道路は（2）、付帯広場・園地は（3）、付帯駐車場は（11）の記載事項に準じて記載する。）

(3) 広場、園地

ア 敷地面積、園路（延長、幅員、舗装の種類）

イ 広場又は園地（植栽面積、植栽樹種、芝生面積）

ウ 誘導標識、案内図標識等標識及び広告物等の表示施設（種類別数量）

エ 管理事務所、休憩所、駐車場、汚物処理施設又は倉庫その他の付帯施設の概要

(4) 野営場

ア 敷地面積

イ 収容人員

ウ 野営場を構成する施設（テントサイト、キャビン、野外炉、炊事舎、セントラルロッジ、休憩所、キャンプファイヤーサークル等）の種類及び数等の概要

エ 駐車場、便所又は給排水施設その他の付帯施設の概要

(5) 運動場

ア 敷地面積

イ 運動施設の種類、数量及び面積等の概要

ウ 修景工（植栽面積、植栽樹種、芝生面積）

エ 保存緑地の規模

オ 付帯施設の概要

(6) 水泳場

ア 利用水面の種類と範囲

イ 敷地面積

ウ 休憩所、更衣所、シャワー室、便所、監視所、飛込台又は救急施設その他の付帯施設の概要

(7) 舟遊場

ア 利用水面の種類と範囲

イ 敷地面積

ウ 舟艇（種類、大きさ、隻数）

エ 栈橋、休憩所、切符売場、艇庫その他の付帯施設の概要

(8) スキー場

ア 敷地面積

イ ゲレンデ及びコース（種類別・コースごとに延長、面積、高低差、最大傾斜度、土工量及びその面積、立木の伐採量及び面積）、リフト（種類、延長、高低差、輸送力、支

(3) 広場、園地、展望施設

敷地面積、土工面積、園路工（延長、幅員、舗装の種類）、修景工（植栽面積、植栽樹種、芝生面積）、付帯建築物及び施設の概要（（1）に準じて記載のこと。）

(4) 野営場

敷地面積、収容力、施設の種類及び数（テントサイト、野外炉、便所、炊事場、セントラルロッジ、ケビン、テント、休憩所、キャンプファイヤーサークル等、また、このうち建築物については（1）に準じて記載のこと。）給排水施設（（18）及び（19）に準じて記載すること。）、その他付帯施設の概要（（1）に準じて記載すること。）

(5) 運動場

敷地面積、土工面積、運動施設（種類、数量、規模）、修景工（植栽面積、植栽樹種、芝生面積）、付帯建築物及び付帯施設の概要（（1）に準じて記載のこと。）

(6) 水泳場

利用水面の種類と範囲、敷地面積、付帯建築物（休憩所、更衣所、シャワー室、便所、監視所、飛込台、救急施設等）及び付帯施設の概要（（1）に準じて記載のこと。）

(7) 舟遊場

利用水面の種類と範囲、敷地面積、舟艇（種類、大きさ、隻数）、付帯建築物（栈橋、休憩所、切符売場、艇庫等）及び付帯施設の概要（（1）に準じて記載のこと。）

(8) スキー場

敷地面積、ゲレンデ及びコース（種類、延長、幅員、高低差、最大傾斜度、平均傾斜度、土工量及びその面積、立木の伐採量及び面積）、リフト（種類、延長、高低差、輸送力、支

平均傾斜度  
ウ リフト (種類別に延長、高低差、輸送力、支柱の数量・規模・色彩)  
エ 保存緑地の規模  
オ 休憩所、ロッジ、救急施設又は便所その他の付帯施設の概要

(9) スケート場  
ア 敷地面積  
イ スケートリンク (滑走面積、舗装の種類)  
ウ 休憩所、更衣室、救急施設、便所その他の付帯施設の概要

(10) 乗馬施設  
ア 敷地面積  
イ 馬場面積  
ウ 乗馬道の概要  
エ 馬の頭数  
オ 駐舎その他の付帯施設の概要

(11) 駐車場  
ア 敷地面積  
イ 駐車面積  
ウ 収容台数  
エ 舗装の種類  
オ 取付道路、連絡道路 (延長、幅員、舗装の種類)  
カ 付帯施設の概要

(12) 給油施設  
ア 敷地面積  
イ 燃料等の種類  
ウ 防火壁その他の付帯施設の概要

(13) 昇降機  
ア 敷地面積  
イ 高低差  
ウ 搬器の数量、定員等  
エ 付帯施設の概要

(14) 船舶又は水上飛行機による運送施設  
ア 船舶又は水上飛行機の種類及び数量  
イ 航路  
ウ 輸送能力  
エ 付帯施設の概要

(15) 自動車による運送施設  
ア 自動車の種類及び台数  
イ 運行経路  
ウ 道路その他の付帯施設の概要  
エ 路線を執行する場合は（2）に準じて記載のこと

柱の規模及び数量）、付帯建築物（休憩所、ロッジ、救急施設、便所等）及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(9) スケート場  
敷地面積、リンク工事 (天然人工氷の別、結氷装置の種類、滑走面積、舗装の種類)、付帯建築物（休憩所、更衣室、救急施設、便所等）及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(10) 乗馬施設  
敷地面積、馬場面積、乗馬道の概要、馬の頭数、厩舎、その他付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(11) 駐車場  
敷地面積、駐車面積、収容台数、土工量及びその面積、舗装の種類、取付道路（延長、幅員、舗装の種類）、連絡歩道（延長、幅員、舗装の種類）、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(12) 給油施設  
敷地面積、燃料の種類、貯油の方法、油槽の形式及びその容量、計量器の種類、防火壁の規模構造及び色彩、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(13) 昇降機  
敷地面積、高低差、搬器の規模構造（形式、数量、定員等）、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(14) 船舶又は水上飛行機による運送施設  
船舶又は水上飛行機の種類及び数量、航路、輸送能力、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(15) 自動車による運送施設  
道路の規模構造（(2)に準じて記載のこと。）、運行経路、自動車の種類及び台数、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

## (16) 鉄道又は索道による運送施設

- ア 延長
- イ 高低差
- ウ 輸送力
- エ 搬器及び支柱の概要（形式、数量、定員、色彩等）
- オ 付帯施設の概要

## (17) 係留施設

- ア 敷地面積
- イ 施設の種類
- ウ 形式
- エ 延長
- オ 幅員
- カ 主要部の構造及び材料
- キ 付帯施設の概要

## (18) 給水施設

- ア 敷地面積
- イ 水源の種類
- ウ 水質検査の結果
- エ 計画給水人口
- オ 計画給水量
- カ 取水施設
- キ 送水施設
- ク 净化滅菌施設
- ケ 配水池の規模構造
- コ 付帯施設の概要

## (19) 排水施設

- ア 敷地面積
- イ 処理範囲
- ウ 計画排水量
- エ 排水管の直径及び延長施設の種類
- オ 終末処理等の施設の規模構造及び処理能力
- カ 付帯施設の概要

## (20) 医療救急施設、公衆浴場、公衆便所

- (1)に準じて記載のこと。

## (21) 汚物処理施設

- ア 敷地面積
- イ 処理範囲
- ウ 処理物件
- エ 処理能力
- オ 処理方法

## (16) 鉄道又は索道による運送施設

- 敷地面積、鉄道又は索道の種類、延長、高低差、輸送力、搬器及び支柱の規模構造（形式、数量、定員、色彩等）、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

## (17) 係留施設

- 敷地面積、施設の種類、形式、延長、幅員、主要部の構造及び材料、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

## (18) 給水施設

- 敷地面積、水源の種類、水質検査の結果、計画給水人口、計画給水量、取水施設、送水施設、浄化滅菌施設、配水池の規模構造、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

## (19) 排水施設

- 敷地面積、処理範囲、計画排水量、排水管の直径及び延長施設の種類、終末処理等の施設の規模構造及び処理能力、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

## (20) 医療救急施設、公衆浴場、公衆便所

- (1)に準じて記載のこと。

## (21) 汚物処理施設

- 敷地面積、処理範囲、処理物件、処理能力、処理方法、焼却炉の規模構造（形式、容量、炉材料、煙突の高さ及び直径）、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

カ 焼却炉の概要（形式、容量、煙突の高さ及び直径）キ 付帯施設の概要

(22) 博物館、博物展示施設

(1) に準じて記載のこと。

(23) 植物園、動物園

ア 敷地面積イ 園路（延長、幅員、舗装）ウ 付帯施設の概要

(24) 水族館

ア 敷地面積イ 水槽又は放魚池の規模及び数量ウ 給排水及び濾過装置の概要エ 建築物及び付帯施設の概要

(25) 野外劇場

ア 敷地面積イ 収容力ウ ステージ及び観覧席の概要エ 付帯施設の概要

(26) 植生復元施設

ア 敷地面積イ 植物の種類及び数量並びに植栽面積（棚、給水施設等）の種類別規模及び数量ウ 付帯施設の概要

(27) 動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設

ア 敷地面積イ 施設の種類別規模及び数量ウ 付帯施設の概要

(22) 博物館、博物展示施設

敷地面積、展示物の種類及び数量、建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(23) 植物園、動物園

敷地面積、動植物の種類及び数量、園路工（延長、幅員、舗装）、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(24) 水族館

敷地面積、魚族等の種類及び数量、水槽又は放魚池の規模及び数量、給排水及び濾過装置の概要、建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(25) 野外劇場

敷地面積、収容力、ステージ及び観覧席の規模構造、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(26) 植生復元施設

敷地面積、植物の種類及び数量並びに植栽面積（棚、給水施設等）の種類別規模及び数量、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

(27) 動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設

敷地面積、施設の種類別規模及び数量、付帯建築物及び付帯施設の概要（(1)に準じて記載のこと。）

〈別添3〉

(新設)

国定公園事業の執行認可における財務諸表等の審査指針

1 国定公園事業執行認可等の取扱要綱第7条第1項の書類

国定公園事業執行認可等の取扱要綱第7条第1項の書類は、認可申請者の種類に応じ、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 法人にあっては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後3年を経過していない法人にあっては、設立後の各事業年度に係るもの）

(2) 個人にあっては、残高証明書及び直前3年の各事業年度における確定申告書

(3) 公益法人にあっては、貸借対照表及び正味財産増減計算書（設立後3年を経過していない法人にあっては、設立後の各事業年度に係るもの。正味財産増減計算書については、（1）の損益計算書のうち、純資産を正味財産合計、当期純利益は当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額の合計に読み替えて取り扱う。）。

(4) 設立後3年以内等の理由により、直前3年の貸借対照表及び損益計算書の提出が困難であると認められる場合であって、他法人との資本関係等を有する申請者にあっては、当該他法人の決算書、申請者と当該決算書の企業との資本関係等を明らかにした資料、残高証明書又は融資証明書その他の当該申請者が当該公園事業施設を適切に管理又は経営できることを証する書類

2 審査基準

次の各号に掲げる審査基準に適合する場合は、公園施設を適正に管理又は運営するため必要な経理的基礎を有していると判断する。なお、公益法人にあっては、純資産を正味財産合計、当期純利益は当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額の合計に読み替えることとする。

審査基準に「（※理由書添付が必要）」と付した事項に適合すると判断する場合は、理由書を申請者から提出させることとする。

(1) 純資産の値が次のいずれかに当てはまること。

ア 純資産の値が直前の決算において零以上であること。

イ 純資産の値が直前の決算において零未満であるが、計画に沿った一時的なものであり、事業計画書及び事業収支予算書と併せて今後の業績の回復が見込まれること。  
(※理由書添付が必要)

(2) 自己資産比率の値が次のいずれかに当てはまること。

ア 直前の決算における自己資本比率が10%を越えること。

イ 前3期の決算における自己資本比率が3%を越えること。

ウ 前3期の決算における自己資本比率は3%を下回るが、計画に則った一時的な低下であり、事業計画書及び事業収支予算書と併せて今後の業績の回復が見込まれること。  
(※理由書添付が必要)

(3) 流動比率の値が次のいずれかに当てはまること。

ア 直前の決算における流動比率が100%を越えること。

(新設)

イ 前3期の決算における流動比率が40%を越えること。

ウ 前3期の決算における流動比率は40%を下回るが、計画に則った一時的な低下であり、事業計画書及び事業収支予算書と併せて今後の業績の回復が見込まれること。

(※理由書添付が必要)

(4) 当期純利益が次のいずれかに当てはまること。

ア 直前の決算における当期純利益が零以上であること。

イ 前3期の決算における当期純利益の平均値が零以上であること。

ウ 直前の決算における当期純利益及び前3期の決算における当期純利益の平均値が零未満であるが、一時的な低下であり、事業計画書及び事業収支予算書と併せて今後の業績の回復が見込まれること。

(※理由書添付が必要)

### 3 留意事項

本審査指針に基づく審査に当たっては、以下の事項に留意すること。

(1) 財務諸表の妥当性の確認

ア 審査指標の項目のみを集約した決算書ではなく、指標の細目の具体的な内容が明らかな資料の提出を求める。

イ 固定資産が減価償却されていない場合は、その理由を確認すること。

※使用することにより価値が下がる「減価償却資産」については、一定額又は一定率で資産を分割し、減じていることが必要。

ウ 流動資産に税金（仮払税金）が多額に計上されている場合には、その理由を確認すること。また、審査基準に影響する多額の貸付金、未収入金、立替金が計上されている場合については、回収状況や見込みを確認すること。

エ 損益計算書に多額の特別利益や経常損失が計上されている場合は、内容を確認すること。

(2) 個人事業者の経理の基礎の確認

個人事業者の場合は、残高証明書の他、収支計画及び税務申告書により実際の収入状況を把握の上、収支計画との整合を確認すること。

(3) その他

ア 事業計画書及び収支予算書を求めた際には、稼働率と一般管理費の増減が連動することを確認すること。

イ 第1項第4号の場合において、他法人の決算書等の審査に当たっては、申請者と当該決算書の企業との資本関係等を確認の上、第2項の審査基準への適合を判断し、申請者の国定公園事業執行認可等の取扱要綱第9条第6号に掲げる要件への適合の参考とすること。

〈別添4〉国定公園事業の執行に係る付帯施設の取扱い

付帯施設については「当該事業に含めることができる付帯施設の一覧」によるものとする。なお、取扱いに当たっては、以下の点に留意されたい。

1 具体的な公園事業の執行に当たって整備の対象とする付帯施設の種類は、公園事業の有効かつ合理的な執行に必要な施設であって、適正な公園利用の推進及び風致景観の保護上支障のないものに限られることとする。

2 付帯施設の位置、規模及び構造は、当該事業施設の機能を補完する施設として適当と認められる範囲内のものであることとする。なお、「当該事業施設の付帯施設」の付帯施設は、「当該事業に含めることができる付帯施設」としては認められない。

3 当該公園事業施設に係る公園事業の執行者以外の者についても、当該公園事業として付帯施設に係る公園事業を執行できることとする。

ただし、この場合にあっても、付帯施設に係る公園事業の位置、規模・構造及び管理経営方法が、当該事業施設のそれらに照らして適正なものであると認められる場合に限られるものとする。

4 当該公園事業施設に係る公園事業の執行者が不在である場合において、付帯施設のみ執行することは認められないこととする。

ただし、この場合にあっても、当該公園事業施設が公共団体によって執行される見込みがある又は執行の見込みに係る客観的な証拠資料が示されている等、当該公園事業施設が執行されることが確実であると認められる場合においては、付帯施設を先に執行することを認めて差し支えない。

5 付帯施設となる公園事業施設の取扱いについては公園利用及び国立公園の自然の状況の変化等に応じて柔軟に見直すことが必要であることを踏まえ、各公園事業施設に係る利用実態や自然状況について情報収集に努めることとする。

当該事業に含めることができる付帯施設の一覧

事業名	付帯施設の種類
道路（車道）	自転車道及び歩道（車道に沿って整備されるものに限る。）並びに園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所（路傍に整備される小規模なものに限る。）
道路（自転車道）	歩道（自転車道に沿って整備されるものに限る。）並びに園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所（路傍に整備される小規模なものに限る。） <u>道路（歩道）</u>
道路（歩道）	園地、避難小屋、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所（路傍に整備される小規模なものに限る。）並びに植生復元施設
橋	
広場	休憩所、案内所、 <u>野営場<sup>(※1)</sup></u> 、駐車場及び公衆便所
園地	休憩所、展望施設、案内所、 <u>野営場<sup>(※1)</sup></u> 、野外の運動場（小規模なものに限る。）、水泳場、舟遊場（小規模なものに限る。）、 <u>スケート場（小規模なものに限る。）</u> 、駐車場、公衆浴場、公衆便所、野外劇場及び植生復元施設
宿舎	園地、休憩所、案内所、 <u>野営場<sup>(※2)</sup>（主たる宿舎事業の収容人数を超えないものに限る。）</u> 運動場、水泳場、舟遊場（小規模なものに限る。）、駐車場、公衆浴場及び公衆便所
避難小屋	<u>野営場<sup>(※1)</sup>（小規模なものに限る。）</u> 、公衆便所
休憩所	園地、展望施設、案内所、駐車場、公衆浴場及び公衆便所
展望施設	園地、休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
案内所	休憩所、駐車場及び公衆便所
野営場	広場、園地、休憩所、案内所、野外の運動場（小規模なものに限る。）、舟遊場（小規模なものに限る。）、駐車場、公衆浴場、公衆便所及び野外劇場
運動場	園地、休憩所、案内所、水泳場、駐車場及び公衆便所
水泳場	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設（係留施設）、医療救急施設及び公衆便所
舟遊場	園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設（係留施設）及び公衆便所
スキー場	避難小屋、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設（索道運送施設）、医療救急施設及び公衆便所
スケート場	園地、休憩所、駐車場及び公衆便所
乗馬施設	園地、休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
車庫	
駐車場	園地、休憩所、案内所及び公衆便所
燃料供給等施設	休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
昇降機	

(別表2)

当該事業に含めることができる付帯施設	
事業名	付帯施設の種類
道路（車道）	自転車道及び歩道（車道に沿って整備されるものに限る。）並びに園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所（路傍に整備される小規模なものに限る。）
道路（自転車道）	歩道（自転車道に沿って整備されるものに限る。）並びに園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所（路傍に整備される小規模なものに限る。）
道路（歩道）	園地、避難小屋、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所（路傍に整備される小規模なものに限る。）並びに植生復元施設
橋	休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
広場	休憩所、展望施設、案内所、野外の運動場（小規模なものに限る。）、水泳場、舟遊場（小規模なものに限る。）、駐車場、公衆浴場、公衆便所、野外劇場及び植生復元施設
園地	園地、休憩所、案内所、運動場、水泳場、舟遊場（小規模なものに限る。）、駐車場及び公衆浴場
宿舎	公衆便所
避難小屋	園地、展望施設、案内所、駐車場、公衆浴場及び公衆便所
休憩所	園地、休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
展望施設	休憩所、駐車場及び公衆便所
案内所	広場、園地、休憩所、案内所、野外の運動場（小規模なものに限る。）、舟遊場、（小規模なものに限る。）、駐車場、公衆浴場、公衆便所及び野外劇場
野営場	園地、休憩所、案内所、水泳場、駐車場及び公衆便所
運動場	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設（係留施設）、医療救急施設及び公衆便所
水泳場	園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設（係留施設）及び公衆便所
舟遊場	園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設（索道運送施設）、医療救急施設及び公衆便所
スキー場	園地、休憩所、駐車場及び公衆便所
スケート場	園地、休憩所、案内所及び公衆便所
乗馬施設	休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
車庫	
駐車場	広場、園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所（路傍に整備される小規模なものに限る。）
給油施設	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設（係留施設）及び公衆便所
昇降機	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設（索道運送施設）及び公衆便所
運輸施設（自動車運送施設）	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設（索道運送施設）及び公衆便所
運輸施設（船舶運送施設）	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設（係留施設）及び公衆便所
運輸施設（水上飛行機）	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設（係留施設）及び公衆便所
運輸施設（鉄道運送施設）	広場、園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所
運輸施設（索道運送施設）	広場、園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所
運輸施設（一般自動車）	自転車道及び歩道（車道に沿って整備されるものに限る。）並びに園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所（路傍に整備される小規模なものに限る。）

運輸施設 (自動車運送施設)	広場、園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所（路傍に整備される小規模なものに限る。）
運輸施設 (船舶運送施設)	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設（係留施設）及び公衆便所
運輸施設 (水上飛行機)	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設（係留施設）及び公衆便所
運輸施設 (鉄道運送施設)	広場、園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所
運輸施設 (索道運送施設)	広場、園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所
運輸施設 (一般自動車道)	自転車道及び歩道（車道に沿って整備されるものに限る。）並びに園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所（路傍に整備される小規模なものに限る。）
運輸施設 (係留施設)	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
給水施設	
排水施設	
医療救急施設	駐車場
公衆浴場	園地、休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
公衆便所	
汚物処理施設	
博物館	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
植物園	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
動物園	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
水族館	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
博物展示施設	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
野外劇場	駐車場及び公衆便所
植生復元施設	
動物繁殖施設	
砂防施設	
防火施設	
自然再生施設	

※1 広場、園地、避難小屋において野営場を付帯施設として執行する場合には、法第9

条第2項に基づく公園事業の決定により最大宿泊者数を決定した上で執行認可申請を行うこと。なお、避難小屋の場合区域面積を決定していないため、付帯野営場の区域面積も決定すること。

※2 宿舎において野営場を付帯施設として執行する場合には、法第9条第2項に基づき決定した最大宿泊者数の範囲内で執行認可申請を行うこと。このとき、一事業執行あたりの野営場宿泊者数が、宿舎宿泊者数を上回らないようにすること。

事業名	付帯施設の種類
運輸施設（係留施設）	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
給水施設	駐車場
排水施設	園地、休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
医療救急施設	
公衆浴場	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
公衆便所	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
汚物処理施設	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
博物館	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
植物園	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
動物園	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
水族館	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
博物展示施設	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
野外劇場	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
植生復元施設	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
動物繁殖施設	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
砂防施設	駐車場及び公衆便所
防火施設	
自然再生施設	

#### 当該事業に含めることができる付帯施設の留意事項

1 具体的な公園事業の執行に当たって整備の対象とする付帯施設の種類は、公園事業の有効かつ合理的な執行に必要な施設であって、適正な公園利用の推進及び風致景観の保護上支障のないものに限られること。

2 付帯施設の位置、規模及び構造は、当該事業施設の機能を補完する施設として適当と認められる範囲内のものであること。

3 当該事業施設に係る公園事業の執行者以外の者についても、当該公園事業として付帯施設に係る公園事業を執行できる。

ただし、この場合にあっても、付帯施設に係る公園事業の位置、規模、構造及び管理経営の方法が、当該事業施設のそれらに照らして適正なものであると認められる場合に限られるものであること。

〈別添5〉記載例

国定公園事業の執行内容（公園施設の位置・規模・構造）の記載例（変更があった場合）は、下記1から5までの例を参考とする。1から5までの事業以外の事業についてもこの記載例に準ずるものとする。

## 記

## 1 道路（車道）

変更前	変更後
1. 事業執行区間 ① 起点 ○○市○○町○○ 終点 ○○市○○町○○	1. 事業執行区間 ① 変更なし
② 起点 ○○市○○町○○ 終点 ○○市○○町○○	② 起点 ○○市○○町×× 終点 ○○市○○町△△
2. 道路構造規格 第3種4級	2. 道路構造規格 変更なし
3. 設計速度 40km/h	3. 設計速度 "
4. 延長 5.8km (①+②)	4. 延長 6.1km (①+②)
5. 幅員 有効幅員 5.5m 総幅員 7.0m 幅員の構成 0.5m~5.5m~0.5m~0.5m (路肩) (車線) (側溝) (路肩)	5. 幅員 有効幅員 5.5m 総幅員 7.0m 幅員の構成 0.5m~5.5m~0.5m~0.5m (路肩) (車線) (側溝) (路肩)
6. 舗装の種類 アスファルト コンクリート	6. 舗装の種類
7. 最急縦断勾配 6%	7. 最急縦断勾配 } 変更なし
8. 最小曲線半径 30m	8. 最小曲線半径 } 変更なし
9. 付帯施設の概要 ●駐車場 1か所 2,000m <sup>2</sup> 、400台収容 ●公衆便所 1棟 木造平屋建、建築面積 30m <sup>2</sup> 切妻屋根（茶） 外壁モルタル（クリーム）	9. 付帯施設の概要 ●駐車場 2か所 2,000m <sup>2</sup> 、800台収容 ●公衆便所 2棟 木造平屋建、建築面積 30m <sup>2</sup> 切妻屋根（茶） 外壁モルタル（クリーム）
[ 今回申請 ]	
車道及び付帯施設の新設	
・車道延長 300m	
・擁壁及び防護柵 延長 80m	
最高部高 8m	

〈別添2〉記載例

国定公園事業の執行内容（公園施設の位置・規模・構造）の記載例（変更があった場合）は、下記1から5までの例を参考とする。1から5までの事業以外の事業についてもこの記載例に準ずるものとする。

## 記

## 1 道路（車道）

変更前	変更後
1. 事業執行区間 ① 起点 ○○市○○町○○ 終点 ○○市○○町○○	1. 事業執行区間 ① 変更なし
② 起点 ○○市○○町○○ 終点 ○○市○○町○○	② 起点 ○○市○○町×× 終点 ○○市○○町△△
2. 道路構造規格 第3種4級	2. 道路構造規格 変更なし
3. 設計速度 40km/h	3. 設計速度 "
4. 延長 5.8km (①+②)	4. 延長 6.1km (①+②)
5. 幅員 有効幅員 5.5m 総幅員 7.0m 幅員の構成 0.5m~5.5m~0.5m~0.5m (路肩) (車線) (側溝) (路肩)	5. 幅員 有効幅員 5.5m 総幅員 7.0m 幅員の構成 0.5m~5.5m~0.5m~0.5m (路肩) (車線) (側溝) (路肩)
6. 舗装の種類 アスファルト コンクリート	6. 舗装の種類
7. 最急縦断勾配 6%	7. 最急縦断勾配 } 変更なし
8. 最小曲線半径 30m	8. 最小曲線半径 } 変更なし
9. 付帯施設の概要 ●駐車場 1か所 2,000m <sup>2</sup> 、400台収容 ●公衆便所 1棟 木造平屋建、建築面積 30m <sup>2</sup> 切妻屋根（茶） 外壁モルタル（クリーム）	9. 付帯施設の概要 ●駐車場 2か所 2,000m <sup>2</sup> 、800台収容 ●公衆便所 2棟 木造平屋建、建築面積 30m <sup>2</sup> 切妻屋根（茶） 外壁モルタル（クリーム）
[ 今回申請 ]	
車道及び付帯施設の新設	
・車道延長 300m	
・擁壁及び防護柵 延長 80m	
最高部高 8m	

変更前	変更後
	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面（種子吹付） 2,000m<sup>2</sup> (法枠工) 3,000m<sup>2</sup></li> <li>法面の最大長（切取） 10.5m (盛土) 13.0m</li> <li>駐車場 1か所、2,000m<sup>2</sup>、400台収容</li> <li>公衆便所 1棟、30m<sup>2</sup></li> <li>土工事等 <ul style="list-style-type: none"> <li>支障木伐採 50本</li> <li>切土土量 900m<sup>3</sup></li> <li>盛土土量 700m<sup>3</sup></li> <li>残土土量 200m<sup>3</sup></li> </ul> <p>(ただし、伐採木及び残土は公園区域外搬出)</p> </li> </ul>

(注)

- ① 1～9の事項は、事業執行される全体の概要について記載する。
- ② 事業執行区間は、工事を執行する部分のみでなく既存道路も含め、一体的に管理運営される区間を記載する。ただし、安全上その他の理由により、公園施設として把握することが不適当な区間は除く。
- ③ 総幅員は、有効幅員（車線の幅員）に中央帯、側帯、歩道、路肩等を加えたものとする（法面部分を含めた道路敷の幅ではない。）。併せて、標準断面で幅員の構成を記載する。
- ④ 付帯施設は、原則として歩道、駐車場、公衆便所、料金徴収所、管理事務所、トンネル及び橋について記載するが、その他特に必要と認められるものについては、この限りではない。
- ⑤ 変更後欄には、1～9の変更部分を合わせて記載するとともに、今回申請する内容をとりまとめて記載する。土工事等は工事全体の合計数を記入のこと。

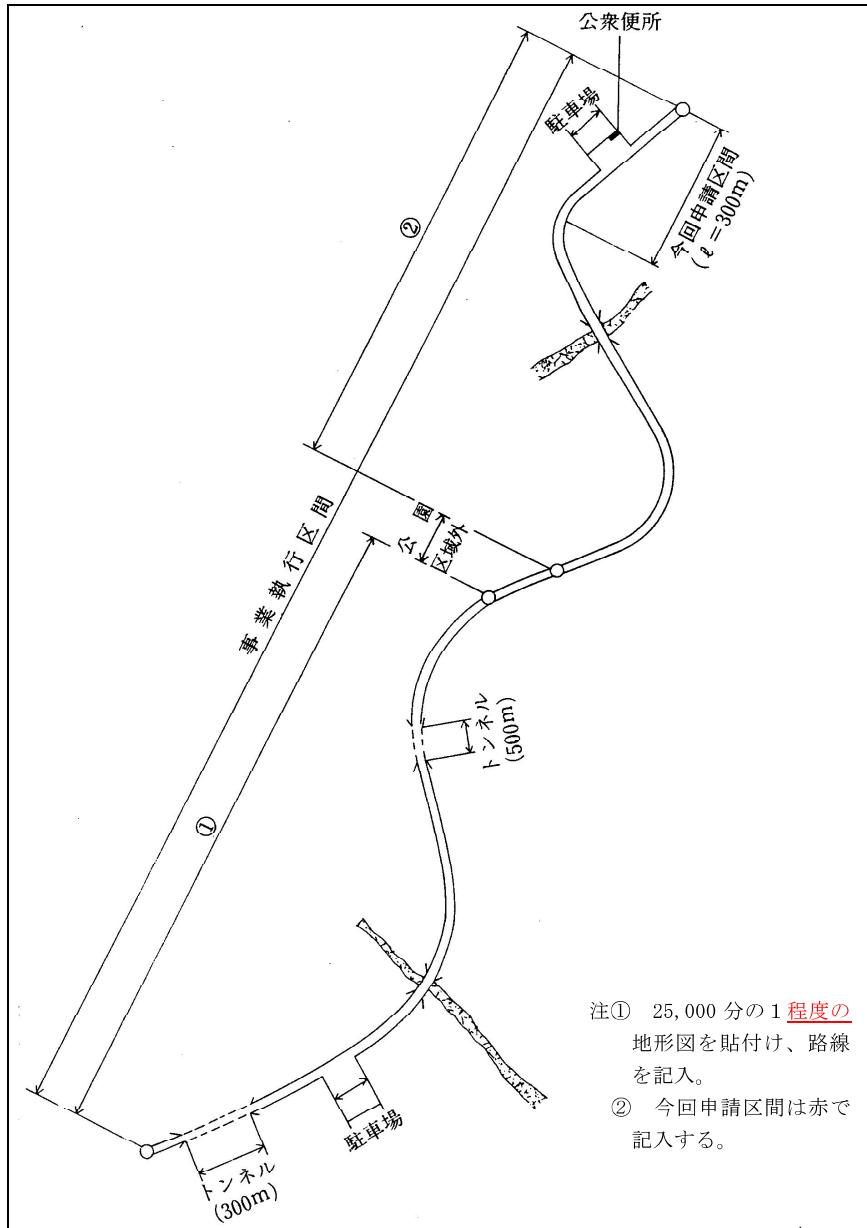
変更前	変更後
	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面（種子吹付） 2,000m<sup>2</sup> (法枠工) 3,000m<sup>2</sup></li> <li>法面の最大長（切取） 10.5m (盛土) 13.0m</li> <li>駐車場 1か所、2,000m<sup>2</sup>、400台収容</li> <li>公衆便所 1棟、30m<sup>2</sup></li> <li>土工事等 <ul style="list-style-type: none"> <li>支障木伐採 50本</li> <li>切土土量 900m<sup>3</sup></li> <li>盛土土量 700m<sup>3</sup></li> <li>残土土量 200m<sup>3</sup></li> </ul> <p>(ただし、伐採木及び残土は公園区域外搬出)</p> </li> </ul>

(注)

- ① 1～9の事項は、事業執行される全体の概要について記載する。
- ② 事業執行区間は、工事を執行する部分のみでなく既存道路も含め、一体的に管理運営される区間を記載する。ただし、安全上その他の理由により、公園施設として把握することが不適当な区間は除く。
- ③ 総幅員は、有効幅員（車線の幅員）に中央帯、側帯、歩道、路肩等を加えたものとする（法面部分を含めた道路敷の幅ではない。）。併せて、標準断面で幅員の構成を記載する。
- ④ 付帯施設は、原則として歩道、駐車場、公衆便所、料金徴収所、管理事務所、トンネル及び橋について記載するが、その他特に必要と認められるものについては、この限りではない。
- ⑤ 変更後欄には、1～9の変更部分を合わせて記載するとともに、今回申請する内容をとりまとめて記載する。土工事等は工事全体の合計数を記入のこと。

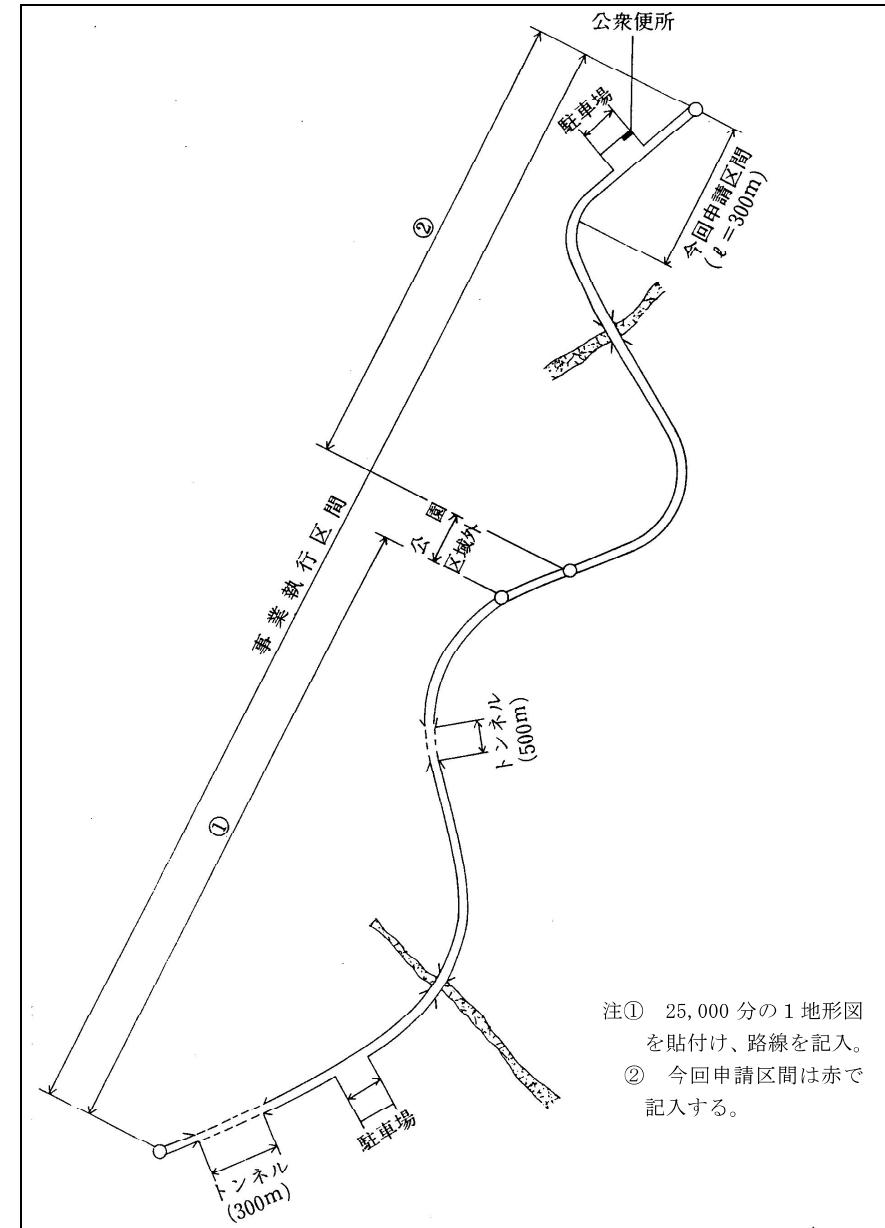
新

位置及び配置図



旧

位置及び配置図



## 2 道路(歩道)

変更前	変更後
1. 事業執行区間 ① 起点 ○○市○○町○○ 終点 ○○市○○町○○ 起点 ○○市○○町○○ ② 終点 ○○市○○町○○	1. 事業執行区間 ① 変更なし ② 起点 ○○市○○町×× 終点 ○○市○○町△△
2. 延長 10.6km	2. 延長 12.3km
3. 幅員 1~1.5m	3. 幅員 変更なし
4. 舗装の種類 砂利敷及び自然石張り	4. 舗装の種類 "
5. 付帯施設の概要 ●避難小屋 1棟 木造平屋建 建築面積 80m <sup>2</sup> 切妻瓦棒葺屋根(茶) 外壁板張り(茶) 高さ 5m	5. 付帯施設の概要 ●休憩所 1棟 木造平屋建 建築面積 40m <sup>2</sup> 切妻瓦棒葺屋根(茶) 外壁板張り(茶) 高さ 6m (公衆便所付帯)
●指導標 10基	12基
●案内板 2基	3基
●卓・ベンチ 5基	
[ 今回申請 ]	
歩道及び付帯施設の新設	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道延長 1.7km</li> <li>・階段工 98段、延長 50m</li> <li>・防護柵(擬木) 延長 30m</li> <li>・擁壁 高さ 3m、延長 10m</li> <li>・休憩所 1棟、40m<sup>2</sup></li> <li>・指導標 2基</li> <li>・案内板 1基</li> <li>・卓・ベンチ 5基</li> </ul>	

## 2 道路(歩道)

変更前	変更後
1. 事業執行区間 ① 起点 ○○市○○町○○ 終点 ○○市○○町○○ 起点 ○○市○○町○○ ② 終点 ○○市○○町○○	1. 事業執行区間 ① 変更なし ② 起点 ○○市○○町×× 終点 ○○市○○町△△
2. 延長 10.6km	2. 延長 12.3km
3. 幅員 1~1.5m	3. 幅員 変更なし
4. 舗装の種類 砂利敷及び自然石張り	4. 舗装の種類 "
5. 付帯施設の概要 ●避難小屋 1棟 木造平屋建 建築面積 80m <sup>2</sup> 切妻瓦棒葺屋根(茶) 外壁板張り(茶) 高さ 5m	5. 付帯施設の概要 ●休憩所 1棟 木造平屋建 建築面積 40m <sup>2</sup> 切妻瓦棒葺屋根(茶) 外壁板張り(茶) 高さ 6m (公衆便所付帯)
●指導標 10基	12基
●案内板 2基	3基
●卓・ベンチ 5基	
[ 今回申請 ]	
歩道及び付帯施設の新設	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道延長 1.7km</li> <li>・階段工 98段、延長 50m</li> <li>・防護柵(擬木) 延長 30m</li> <li>・擁壁 高さ 3m、延長 10m</li> <li>・休憩所 1棟、40m<sup>2</sup></li> <li>・指導標 2基</li> <li>・案内板 1基</li> <li>・卓・ベンチ 5基</li> </ul>	

変更前	変更後
	<p>・土木事等</p> <p>支障木伐採 10本</p> <p>切土土量 40m<sup>3</sup></p> <p>盛土土量 40m<sup>3</sup></p> <p>残土なし</p> <p>(ただし、伐採木は公園区域外搬出)</p>

(注)

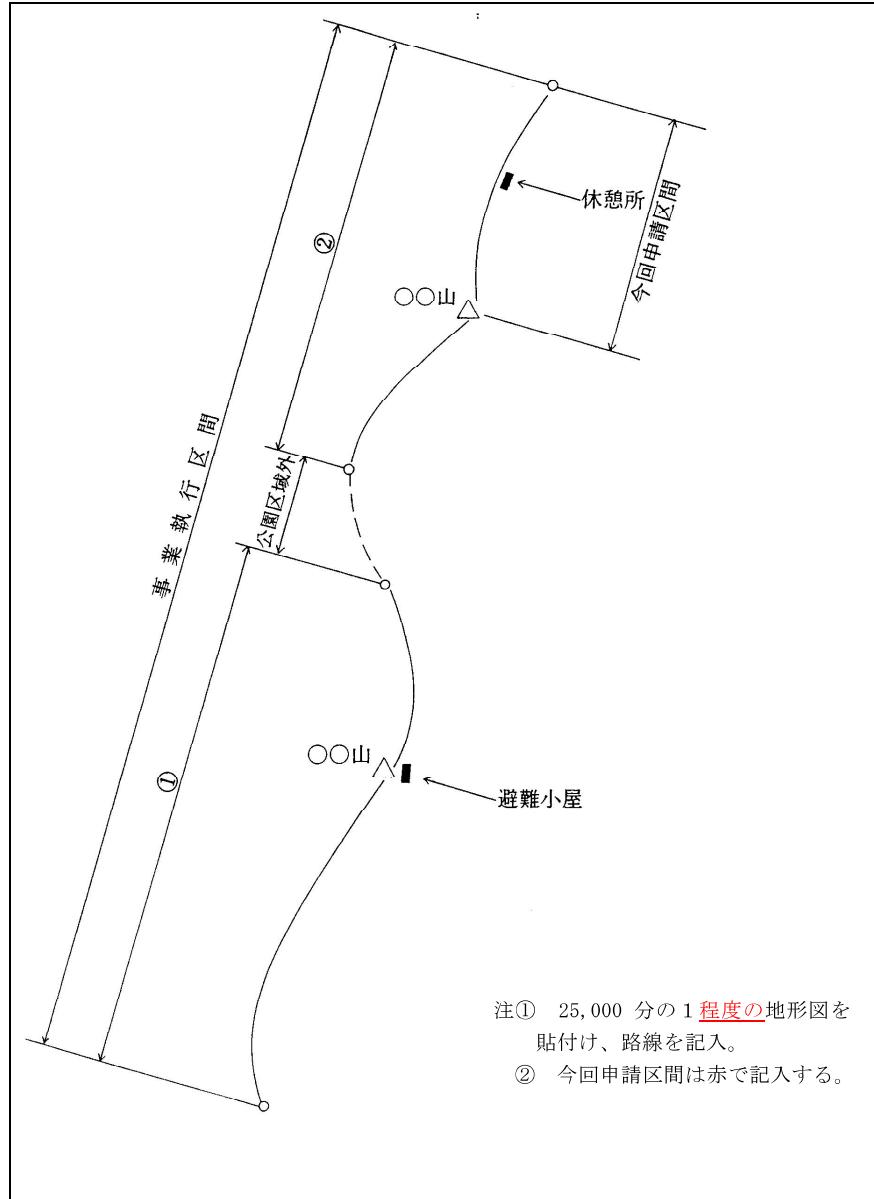
- ① 1～5の事項は、事業執行される全体の概要について記載する。
- ② 事業執行区間は、工事を実行する部分のみでなく既存道路も含め一体的に管理運営される区間を記載する。ただし、安全上その他の理由により、公園施設として把握するのが不適当な区間は除く。
- ③ 付帯施設は、原則として避難小屋、休憩所、便所、橋、芝生園地、案内板、解説版、指導標、注意標識、卓ベンチについて記載するが、その他特に必要と認められるものについてはこの限りでない。
- ④ 変更後欄には、1～5の変更部分を合わせて記載するとともに、今回申請する内容をとりまとめて記載する。土工事等は工事全体の合計数を記入のこと。

変更前	変更後
	<p>・土木事等</p> <p>支障木伐採 10本</p> <p>切土土量 40m<sup>3</sup></p> <p>盛土土量 40m<sup>3</sup></p> <p>残土なし</p> <p>(ただし、伐採木は公園区域外搬出)</p>

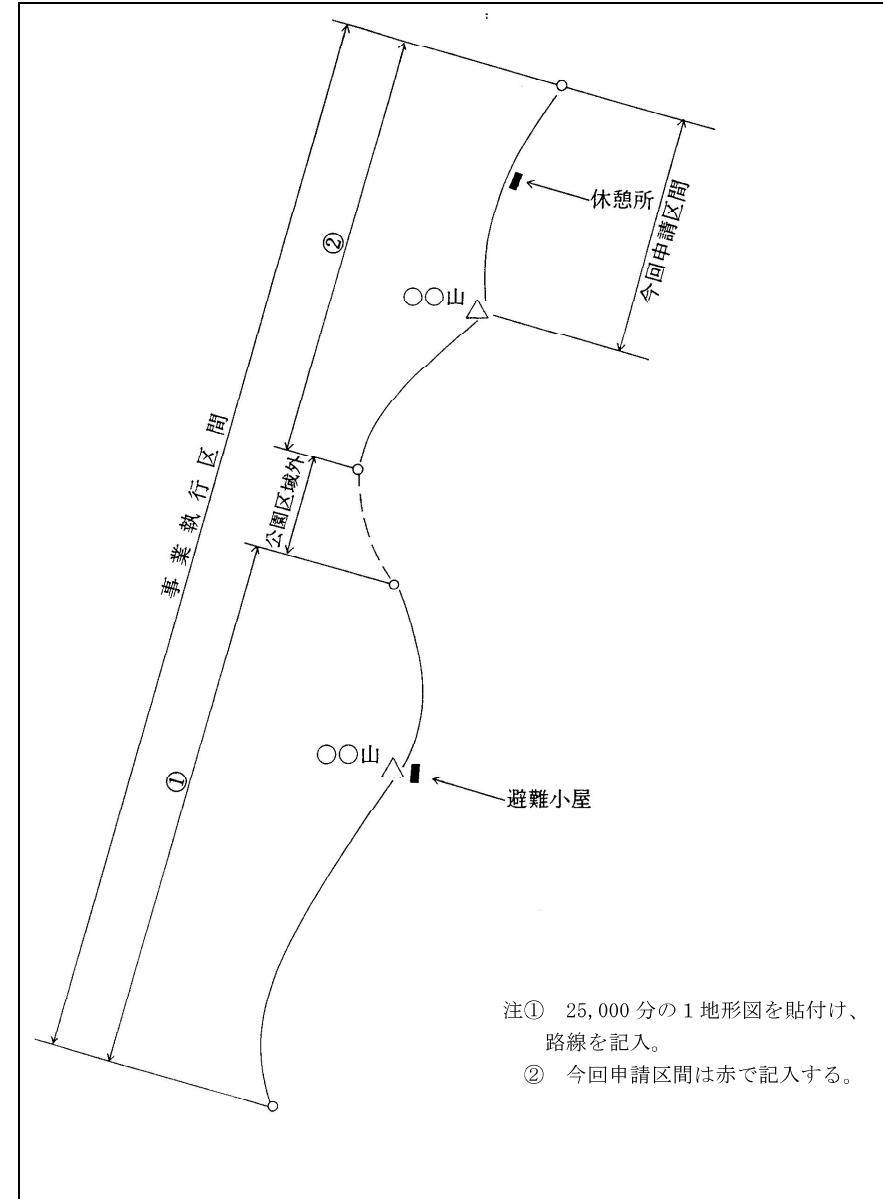
(注)

- ① 1～5の事項は、事業執行される全体の概要について記載する。
- ② 事業執行区間は、工事を実行する部分のみでなく既存道路も含め一体的に管理運営される区間を記載する。ただし、安全上その他の理由により、公園施設として把握するのが不適当な区間は除く。
- ③ 付帯施設は、原則として避難小屋、休憩所、便所、橋、芝生園地、案内板、解説版、指導標、注意標識、卓ベンチについて記載するが、その他特に必要と認められるものについてはこの限りでない。
- ④ 変更後欄には、1～5の変更部分を合わせて記載するとともに、今回申請する内容をとりまとめて記載する。土工事等は工事全体の合計数を記入のこと。

位置及び配置図



位置及び配置図



## 3 園地

変更前	変更後
1. 敷地面積 94,000m <sup>2</sup>	1. 敷地面積 変更なし
2. 園路 (1)歩道 W= 18m L=250m W= 3m L=500m W=1.5m L=300m	2. 園路 (1)歩道 W= 18m 変更なし W= 3m L=780m W=1.5m L=440m
(2)広場 650m <sup>2</sup>	(2)広場 変更なし
3. 園地 (1)植栽面積 38,000m <sup>2</sup> (2)芝生面積 28,000m <sup>2</sup>	3. 園地 (1)植栽面積 47,000m <sup>2</sup> (2)芝生面積 31,000m <sup>2</sup>
4. 付帯施設	4. 付帯施設
●管理事務所 木造平屋建(事務室、便所) 切妻瓦棒葺屋根(茶)、外壁板張り(茶) 高さ 5m、建築面積 200m <sup>2</sup>	●管理事務所 木造平屋建(事務室、便所) 切妻瓦棒葺屋根(茶)、外壁板張り(茶) 高さ 5m、建築面積 200m <sup>2</sup>
●休憩所 鉄筋コンクリート2階建 切妻瓦棒葺屋根(茶)、外壁モルタル(白) 高さ10m、建築面積370m <sup>2</sup> 、延床面積700m <sup>2</sup> 1F=350m <sup>2</sup> (食堂、厨房、事務所、便所) 2F=350m <sup>2</sup> (休憩室、従業員室、売店)	●休憩所 鉄筋コンクリート2階建 切妻瓦棒葺屋根(茶)、外壁モルタル(白) 高さ10m、建築面積370m <sup>2</sup> 、延床面積700m <sup>2</sup> 1F=350m <sup>2</sup> (食堂、厨房、事務所、便所) 2F=350m <sup>2</sup> (休憩室、従業員室、売店)
●駐車場 3,500m <sup>2</sup> (乗用車100台)	●駐車場 3,500m <sup>2</sup> (乗用車100台)
●汚物処理施設 焼却炉 2基 浄化槽 1基 (排水水質B.O.D. 20ppm)	●汚物処理施設 焼却炉 2基 浄化槽 1基 (排水水質B.O.D. 20ppm)
●倉庫 木造平屋建 60m <sup>2</sup> 1棟	●倉庫 木造平屋建 60m <sup>2</sup> 1棟
[ 今回申請 ]	
園地の増設	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・園地 植栽面積 9,000m<sup>2</sup>、芝生面積 3,000m<sup>2</sup></li> <li>・園路 W=3m L=280m、W=1.5m L=140m</li> <li>・土工事等 支障木伐採 40本 切土土量 75m<sup>3</sup> 盛土土量 50m<sup>3</sup> 残土土量 25m<sup>3</sup></li> </ul>	
(ただし、伐採木及び残土は公園区域外搬出)	

(注)

① 1～4の事項は、事業執行される全体の概要について記載する。

## 3 園地

変更前	変更後
1. 敷地面積 94,000m <sup>2</sup>	1. 敷地面積 変更なし
2. 園路 (1)歩道 W= 18m L=250m W= 3m L=500m W=1.5m L=300m	2. 園路 (1)歩道 W= 18m 変更なし W= 3m L=780m W=1.5m L=440m
(2)広場 650m <sup>2</sup>	(2)広場 変更なし
3. 園地 (1)植栽面積 38,000m <sup>2</sup> (2)芝生面積 28,000m <sup>2</sup>	3. 園地 (1)植栽面積 47,000m <sup>2</sup> (2)芝生面積 31,000m <sup>2</sup>
4. 付帯施設	4. 付帯施設
●管理事務所 木造平屋建(事務室、便所) 切妻瓦棒葺屋根(茶)、外壁板張り(茶) 高さ 5m、建築面積 200m <sup>2</sup>	●管理事務所 木造平屋建(事務室、便所) 切妻瓦棒葺屋根(茶)、外壁板張り(茶) 高さ 5m、建築面積 200m <sup>2</sup>
●休憩所 鉄筋コンクリート2階建 切妻瓦棒葺屋根(茶)、外壁モルタル(白) 高さ10m、建築面積370m <sup>2</sup> 、延床面積700m <sup>2</sup> 1F=350m <sup>2</sup> (食堂、厨房、事務所、便所) 2F=350m <sup>2</sup> (休憩室、従業員室、売店)	●休憩所 鉄筋コンクリート2階建 切妻瓦棒葺屋根(茶)、外壁モルタル(白) 高さ10m、建築面積370m <sup>2</sup> 、延床面積700m <sup>2</sup> 1F=350m <sup>2</sup> (食堂、厨房、事務所、便所) 2F=350m <sup>2</sup> (休憩室、従業員室、売店)
●駐車場 3,500m <sup>2</sup> (乗用車100台)	●駐車場 3,500m <sup>2</sup> (乗用車100台)
●汚物処理施設 焼却炉 2基 浄化槽 1基 (排水水質B.O.D. 20ppm)	●汚物処理施設 焼却炉 2基 浄化槽 1基 (排水水質B.O.D. 20ppm)
●倉庫 木造平屋建 60m <sup>2</sup> 1棟	●倉庫 木造平屋建 60m <sup>2</sup> 1棟
[ 今回申請 ]	
園地の増設	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・園地 植栽面積 9,000m<sup>2</sup>、芝生面積 3,000m<sup>2</sup></li> <li>・園路 W=3m L=280m、W=1.5m L=140m</li> <li>・土工事等 支障木伐採 40本 切土土量 75m<sup>3</sup> 盛土土量 50m<sup>3</sup> 残土土量 25m<sup>3</sup></li> </ul>	
(ただし、伐採木及び残土は公園区域外搬出)	

(注)

① 1～4の事項は、事業執行される全体の概要について記載する。

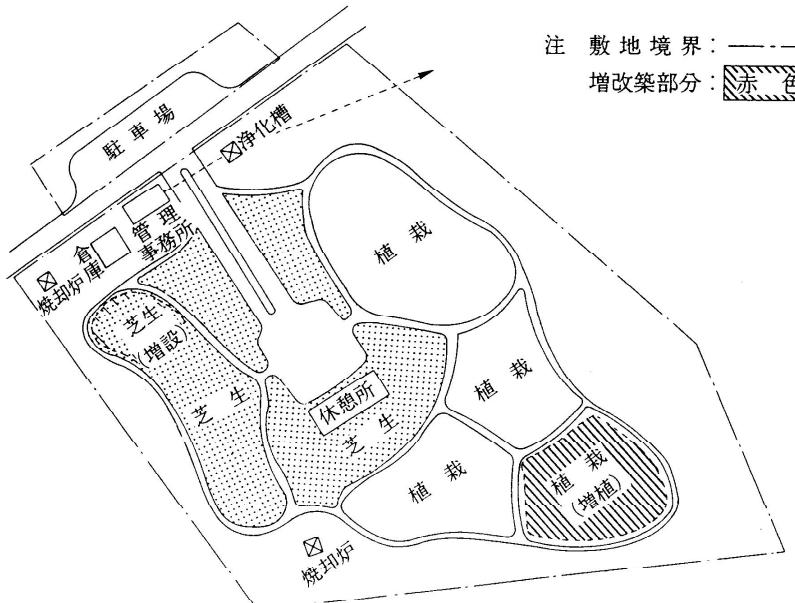
新

② 変更後欄には、1～4の変更部分を合わせて記載するとともに、今回申請する内容をとりまとめて記載する。土工事等は工事全体の合計数を記入のこと。

位置図

注：25,000分の1 程度の 地形図を貼付け、位置を記入又は見取図を記載のこと。

配置図



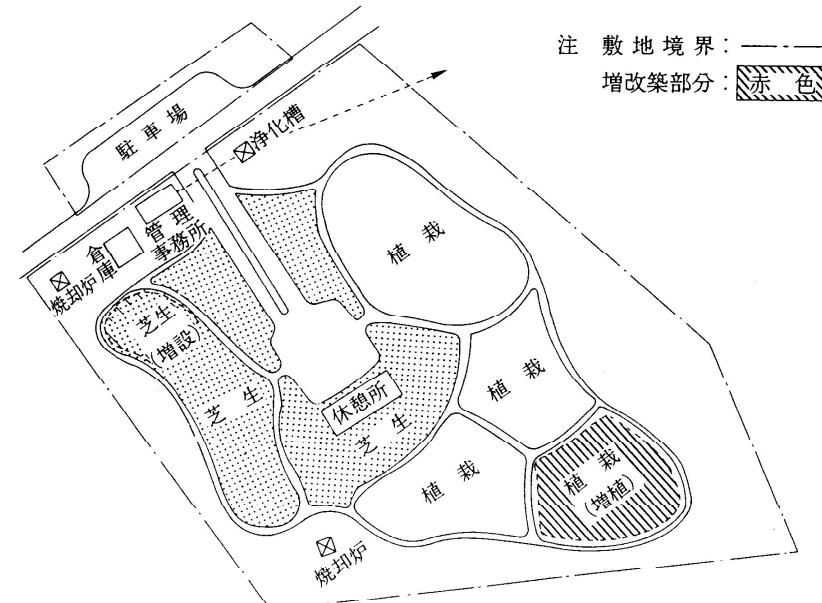
旧

② 変更後欄には、1～4の変更部分を合わせて記載するとともに、今回申請する内容をとりまとめて記載する。土工事等は工事全体の合計数を記入のこと。

位置図

注：25,000分の1 地形図を貼付け、位置を記入又は見取図を記載のこと。

配置図



## 4 宿 舎

変 更 前	変 更 後
1. 敷地面積 12,000m <sup>2</sup> (○○所管地借地)	1. 敷地面積 12,800m <sup>2</sup> (○○所管地借地)
2. 宿 舎 (本 館) 鉄筋コンクリート造3階 屋根切妻鉄板葺(茶) 外壁モルタル(茶) 高さ=13m 建築面積=1,050m <sup>2</sup> 延床面積=3,000m <sup>2</sup> 1 F =1,000m <sup>2</sup> 玄関、事務室、食堂、厨房、浴場 2 F =1,000m <sup>2</sup> 広間 (20×1) 、リネン室 客室20 (10×5、7.5×15) = 165.5×1/2=81人 3 F =1,000m <sup>2</sup> 客室(和)15 (10×5、7.5×10) = 125×1/2=63人 (洋)10 (WB×3、TB×3、 SB×4)=16人 (合計) 客室45室 収容人員160人 3. 付帯施設 ●取付道路 W=6.5m L=15m ●駐車場 500m <sup>2</sup> (乗用車15台) ●従業員宿舎 (独身用) 鉄筋コンクリート造2階建 切妻屋根 個室 (6)×10 延床面積 700m <sup>2</sup> 、高さ 7m ●浄化槽 (200人槽、排水水質B.O.D. 20ppm) ●取水施設 (取水井・配水管 φ 120、 $\ell$ =350m)	2. 宿 舎 (本 館) 変更なし 建築面積=1,300m <sup>2</sup> 延床面積=3,600m <sup>2</sup> 1 F =1,200m <sup>2</sup> 玄関、事務室、食堂、厨房、浴場、倉庫 2 F =1,200m <sup>2</sup> 広間 (とりやめ) リネン室 客室22 (10×7、7.5×15) = 185.5×1/2=91人 3 F =1,200m <sup>2</sup> 客室(和)20 (10×10、7.5×10) = 175×1/2=88人 (洋)15 (WB×3、TB×3、 SB×9)=21人 (合計) 客室57室 収容人員200人 3. 付帯施設 変更なし
〔 今 回 申 請 〕	
本館の増築 ・増築部分 建築面積=250m <sup>2</sup> 延床面積=600m <sup>2</sup> ・土工事等 支障木 なし 切土土量 68m <sup>3</sup> 盛土土量 50m <sup>3</sup> 残土土量 18m <sup>3</sup> (ただし、伐採木及び残土は公園区域外搬出)	

(注)

- ① 1～3の事項は、事業執行される全体の概要について記載する。
- ② 本館、別館等宿舎が区分されている場合は、棟ごとに記載するとともに、建築面積、延床面積客室数、収容人員については、各棟の合計を記載する。

## 4 宿 舎

変 更 前	変 更 後
1. 敷地面積 12,000m <sup>2</sup> (○○所管地借地)	1. 敷地面積 12,800m <sup>2</sup> (○○所管地借地)
2. 宿 舎 (本 館) 鉄筋コンクリート造3階 屋根切妻鉄板葺(茶) 外壁モルタル(茶) 高さ=13m 建築面積=1,050m <sup>2</sup> 延床面積=3,000m <sup>2</sup> 1 F =1,000m <sup>2</sup> 玄関、事務室、食堂、厨房、浴場 2 F =1,000m <sup>2</sup> 広間 (20×1) 、リネン室 客室20 (10×5、7.5×15) = 165.5×1/2=81人 3 F =1,000m <sup>2</sup> 客室(和)15 (10×5、7.5×10) = 125×1/2=63人 (洋)10 (WB×3、TB×3、 SB×4)=16人 (合計) 客室45室 収容人員160人 3. 付帯施設 ●取付道路 W=6.5m L=15m ●駐車場 500m <sup>2</sup> (乗用車15台) ●従業員宿舎 (独身用) 鉄筋コンクリート造2階建 切妻屋根 個室 (6)×10 延床面積 700m <sup>2</sup> 、高さ 7m ●浄化槽 (200人槽、排水水質B.O.D. 20ppm) ●取水施設 (取水井・配水管 φ 120、 $\ell$ =350m)	2. 宿 舎 (本 館) 変更なし 建築面積=1,300m <sup>2</sup> 延床面積=3,600m <sup>2</sup> 1 F =1,200m <sup>2</sup> 玄関、事務室、食堂、厨房、浴場、倉庫 2 F =1,200m <sup>2</sup> 広間 (とりやめ) リネン室 客室22 (10×7、7.5×15) = 185.5×1/2=91人 3 F =1,200m <sup>2</sup> 客室(和)20 (10×10、7.5×10) = 175×1/2=88人 (洋)15 (WB×3、TB×3、 SB×9)=21人 (合計) 客室57室 収容人員200人 3. 付帯施設 変更なし
〔 今 回 申 請 〕	
本館の増築 ・増築部分 建築面積=250m <sup>2</sup> 延床面積=600m <sup>2</sup> ・土工事等 支障木 なし 切土土量 68m <sup>3</sup> 盛土土量 50m <sup>3</sup> 残土土量 18m <sup>3</sup> (ただし、伐採木及び残土は公園区域外搬出)	

(注)

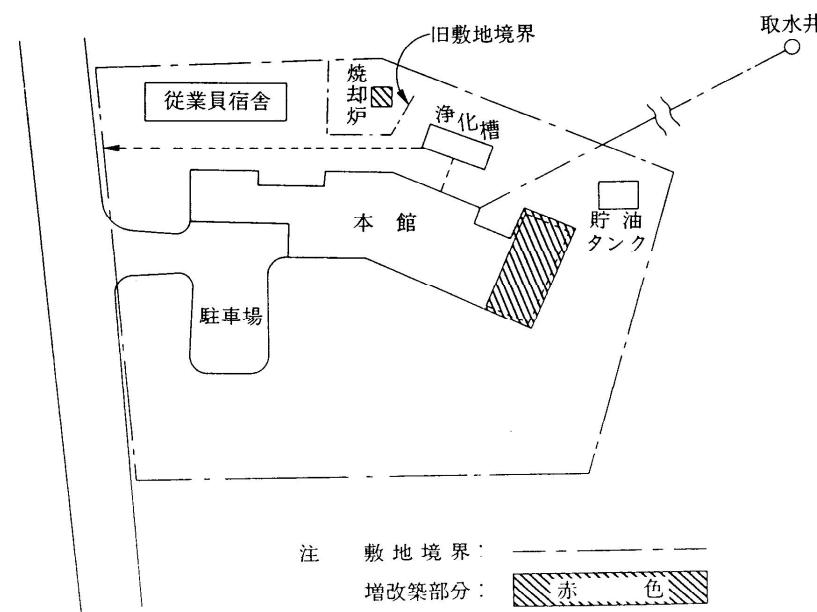
- ① 1～3の事項は、事業執行される全体の概要について記載する。
- ② 本館、別館等宿舎が区分されている場合は、棟ごとに記載するとともに、建築面積、延床面積客室数、収容人員については、各棟の合計を記載する。

- ③ 収容人員は和室の場合畳2帖を1人（広間、居室等は客室に含めず、客室の控室の畳数は客室に含める。）、洋室の場合ダブルベッド2人、ツインベッド2人、シングルベッド1人と計算する。但し、取扱方針が決定されている地区は除く。
- ④ 客室数、収容人員は各階ごとに記入し、合計する。（四捨五入）
- ⑤ 変更後欄には、1～3の変更部分を合わせて記載するとともに、今回申請する内容をとりまとめて記載する。土工事等は工事全体の合計数を記入のこと。

位置図

注：25,000分の1 程度の 地形図を貼付け、位置を記入又は見取図を記載のこと。

配置図

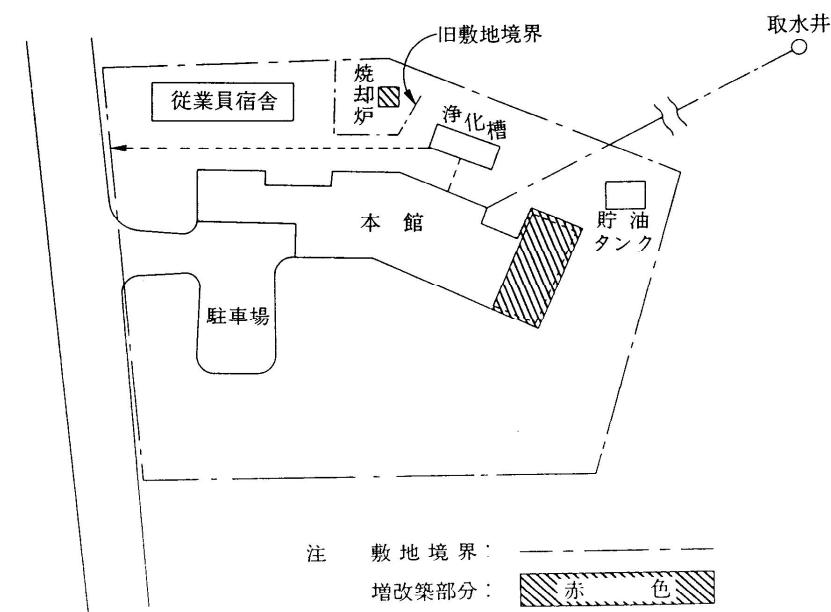


- ③ 収容人員は和室の場合畳2帖を1人（広間、居室等は客室に含めず、客室の控室の畳数は客室に含める。）、洋室の場合ダブルベッド2人、ツインベッド2人、シングルベッド1人と計算する。但し、取扱方針が決定されている地区は除く。
- ④ 客室数、収容人員は各階ごとに記入し、合計する。（四捨五入）
- ⑤ 変更後欄には、1～3の変更部分を合わせて記載するとともに、今回申請する内容をとりまとめて記載する。土工事等は工事全体の合計数を記入のこと。

位置図

注：25,000分の1 地形図を貼付け、位置を記入又は見取図を記載のこと。

配置図



## 5 野営場

変更前	変更後
1. 敷地面積 64,000m <sup>2</sup> (○○借地)	1. 敷地面積 変更なし
2. 収容人員 350人	2. 収容人員 406人
3. 施設	3. 施設
●フリーテントサイト(30人) 1,000m <sup>2</sup>	●フリーテントサイト 変更なし
●テントサイト(3m×5m・4人) 20か所	●テントサイト(3m×5m・4人) 25か所
●ケビン	●ケビン
木造1戸建(25m <sup>2</sup> ・4人収容) 20棟	木造1戸建(25m <sup>2</sup> ・4人収容) 25棟
木造2戸建(50m <sup>2</sup> ・8人収容) 20棟	木造2戸建(50m <sup>2</sup> ・8人収容) 22棟
●セントラル・ロッヂ 1棟	
木造平家建	
切妻鉄板葺屋根(茶)・外壁板張(茶)	
床面積 280m <sup>2</sup>	
●炊事舎 木造 20m <sup>2</sup> 2棟	
●野外炉 5基	
●集合広場 1,500m <sup>2</sup> (ファイヤーサークルを含む)	
●園路	
W=6m L=160m	
W=3m L=200m	
4. 付帯施設	4. 付帯施設
●駐車場 2,500m <sup>2</sup> (200台)	●駐車場 3,000m <sup>2</sup> (240台)
●公衆便所 ブロック造 25m <sup>2</sup> 2棟	
●浄化槽(200人槽、排水水質B.O.D 20ppm)	
●給水施設(取水井、ポンプ室、滅菌室、配水室)	
	●倉庫 30m <sup>2</sup> 1棟
	[ 今回申請 ]
	野営場施設の増設及び付帯施設の新築
	・テントサイト 5か所
	・ケビン 木造1戸建 5棟
	木造2戸建 2棟
	・駐車場 500m <sup>2</sup> (40台)
	・倉庫 30m <sup>2</sup> 1棟
	・土工事等
	支障木伐採 20本
	切土土量 25m <sup>3</sup>
	盛土土量 25m <sup>3</sup>
	残土なし
	(ただし、伐採木は公園区域外搬出)

## 5 野営場

変更前	変更後
1. 敷地面積 64,000m <sup>2</sup> (○○借地)	1. 敷地面積 変更なし
2. 収容人員 350人	2. 収容人員 406人
3. 施設	3. 施設
●フリーテントサイト(30人) 1,000m <sup>2</sup>	●フリーテントサイト 変更なし
●テントサイト(3m×5m・4人) 20か所	●テントサイト(3m×5m・4人) 25か所
●ケビン	●ケビン
木造1戸建(25m <sup>2</sup> ・4人収容) 20棟	木造1戸建(25m <sup>2</sup> ・4人収容) 25棟
木造2戸建(50m <sup>2</sup> ・8人収容) 20棟	木造2戸建(50m <sup>2</sup> ・8人収容) 22棟
●セントラル・ロッヂ 1棟	
木造平家建	
切妻鉄板葺屋根(茶)・外壁板張(茶)	
床面積 280m <sup>2</sup>	
●炊事舎 木造 20m <sup>2</sup> 2棟	
●野外炉 5基	
●集合広場 1,500m <sup>2</sup> (ファイヤーサークルを含む)	
●園路	
W=6m L=160m	
W=3m L=200m	
4. 付帯施設	4. 付帯施設
●駐車場 2,500m <sup>2</sup> (200台)	●駐車場 3,000m <sup>2</sup> (240台)
●公衆便所 ブロック造 25m <sup>2</sup> 2棟	
●浄化槽(200人槽、排水水質B.O.D 20ppm)	
●給水施設(取水井、ポンプ室、滅菌室、配水室)	
	●倉庫 30m <sup>2</sup> 1棟
	[ 今回申請 ]
	野営場施設の増設及び付帯施設の新築
	・テントサイト 5か所
	・ケビン 木造1戸建 5棟
	木造2戸建 2棟
	・駐車場 500m <sup>2</sup> (40台)
	・倉庫 30m <sup>2</sup> 1棟
	・土工事等
	支障木伐採 20本
	切土土量 25m <sup>3</sup>
	盛土土量 25m <sup>3</sup>
	残土なし
	(ただし、伐採木は公園区域外搬出)

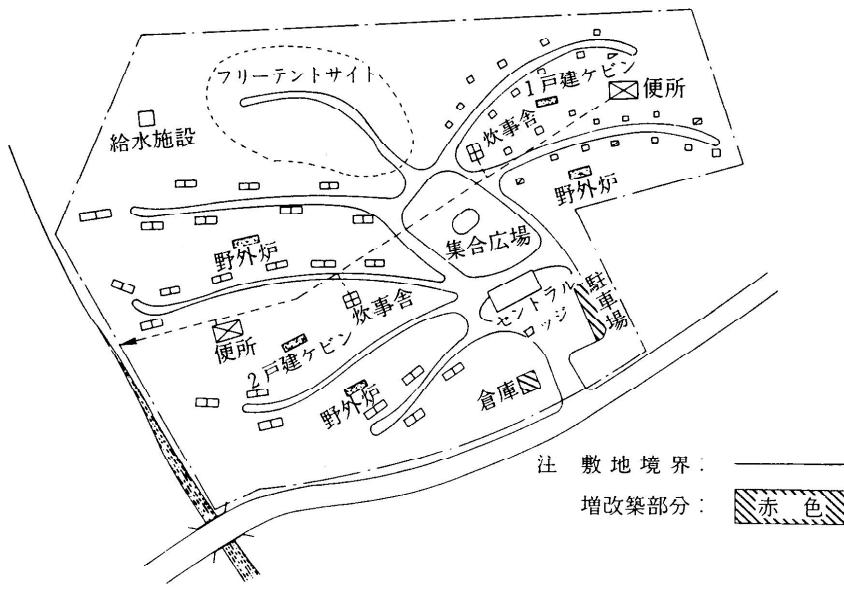
## (注)

- ① 1～4の事項は、事業執行される全体の概要について記載すること。
- ② 変更後欄には、1～4の変更部分を合わせて記載するとともに、今回申請する内容をとりまとめて記載する。土工事等は工事全体の合計数を記入のこと。

位置図

注：25,000分の1 程度の地形図を貼付け、位置を記入又は見取図を記載のこと。

配置図



## (注)

- ① 1～4の事項は、事業執行される全体の概要について記載すること。
- ② 変更後欄には、1～4の変更部分を合わせて記載するとともに、今回申請する内容をとりまとめて記載する。土工事等は工事全体の合計数を記入のこと。

位置図

注：25,000分の1 地形図を貼付け、位置を記入又は見取図を記載のこと。

配置図



(別表)

認可の条件例文

項目	条件例文	留意事項
一般的な事項		<p>1 申請書の記載事項として明らかにされる「支障木の伐採」等の関連行為について、その内容が妥当なものであると認められる場合は、下記留意事項で特に付すこととしているものを除き、条件は付さないものとする。</p> <p>2 下記の例文以外の条件を付す必要がある場合は、法第10条第10項の主旨に留意すること。</p> <p>3 2項目以上の条件を付す場合は、下記の例文の順序を参考とすること。</p> <p>4 下記の例文は、特別地域における申請を対象としているので、特別保護地区における申請の場合は、「風致の保護上」とあるのは「景観の保護上」と、普通地域における申請の場合は「風景の保護上」と書き換えて用いること。</p> <p>5 年月日には元号を付けることとする。また、月末を表す場合には、「30日」「31日」等を用い、「末日」は用いない。</p>
(1)期間の限定	工事の施行期間は、△年△月△日から△年△月△日までとすること。	<p>1 工事の施行を伴う申請について、国定公園の保護又は利用上、工事の施行を一定の期間に限定する必要がある場合に用いる。</p> <p>2 「△年」は、工事が数年にわたり、かつ毎年同一時期に工事の施行期間を限定する必要がある場合には、「毎年」とする。</p>
(2)支障木の処理	<p>ア 支障木の伐採は、必要最小限とすること。</p> <p>イ 支障木のうち移植可能なものは、○○に移植すること。</p>	<p>工事の施行に伴い伐採される支障木がある場合に用いる。</p> <p>1 移植可能であり、かつ移植すべき支障木がある場合に用いる。</p> <p>2 ○○には、「敷地の道路側」「建築物の南側」等移植すべき場所を具体的に記載する。</p> <p>3 必要に応じて、アと組み合わせて用いる。</p> <p>(例) 支障木の伐採は、必要最小限とするとともに、移植可能なものは……</p>
(3)施行上の注意	<p>ア 工事の施行に当たっては、○○の(谷／海)側に編柵を設ける等の措置を講じて土石を崩落させないこと。</p> <p>イ 工事の施行に当たっては、(汚濁防止膜／沈澱池)を設置する等の措置を講じて周辺(水／海)域に(土砂及び濁水／濁水)を流出させないこと。</p> <p>ウ 工事に携わる作業員等工事関係者に対しては、植物の採取、野生動物の捕獲、ごみの投棄等風致の保護上好ましくない行為を行うことのないよう作業員心得を作成し、これを遵守させること。</p>	<p>1 山岳地、海岸等の急傾斜地における工事の場合に用いる。</p> <p>2 ○○には、「道路」等工作物の種類を具体的に記載する。</p> <p>河川、湖沼又は海に、土砂、濁水等が流出するおそれがある場合に用いる。</p> <p>多数の作業員が、工事現場及びその周辺に出入りするような工事を伴う場合に用いる。</p>

(別表1)

認可の条件例文

項目	条件例文	留意事項
一般的な事項		<p>1 申請書の記載事項として明らかにされる「支障木の伐採」等の関連行為について、その内容が妥当なものであると認められる場合は、下記留意事項で特に付すこととしているものを除き、条件は付さないものとする。</p> <p>2 下記の例文以外の条件を付す必要がある場合は、法第10条第10項の主旨に留意すること。</p> <p>3 2項目以上の条件を付す場合は、下記の例文の順序を参考とすること。</p> <p>4 下記の例文は、特別地域における申請を対象としているので、特別保護地区における申請の場合は、「風致の保護上」とあるのは「景観の保護上」と、普通地域における申請の場合は「風景の保護上」と書き換えて用いること。</p> <p>5 年月日には元号を付けることとする。また、月末を表す場合には、「30日」「31日」等を用い、「末日」は用いない。</p>
(1)期間の限定	工事の施行期間は、△年△月△日から△年△月△日までとすること。	<p>1 工事の施行を伴う申請について、国定公園の保護又は利用上、工事の施行を一定の期間に限定する必要がある場合に用いる。</p> <p>2 「△年」は、工事が数年にわたり、かつ毎年同一時期に工事の施行期間を限定する必要がある場合には、「毎年」とする。</p>
(2)支障木の処理	<p>ア 支障木の伐採は、必要最小限とすること。</p> <p>イ 支障木のうち移植可能なものは、○○に移植すること。</p>	<p>工事の施行に伴い伐採される支障木がある場合に用いる。</p> <p>1 移植可能であり、かつ移植すべき支障木がある場合に用いる。</p> <p>2 ○○には、「敷地の道路側」「建築物の南側」等移植すべき場所を具体的に記載する。</p> <p>3 必要に応じて、アと組み合わせて用いる。</p> <p>(例) 支障木の伐採は、必要最小限とするとともに、移植可能なものは……</p>
(3)施行上の注意	<p>ア 工事の施行に当たっては、○○の(谷／海)側に編柵を設ける等の措置を講じて土石を崩落させないこと。</p> <p>イ 工事の施行に当たっては、(汚濁防止膜／沈澱池)を設置する等の措置を講じて周辺(水／海)域に(土砂及び濁水／濁水)を流出させないこと。</p>	<p>ア 工事の施行に当たっては、○○の(谷／海)側に編柵を設ける等の措置を講じて土石を崩落させないこと。</p> <p>イ 工事の施行に当たっては、(汚濁防止膜／沈澱池)を設置する等の措置を講じて周辺(水／海)域に(土砂及び濁水／濁水)を流出させないこと。</p>

(4) 工作物等の意匠	<p>ア ○○には、自然石又は自然石に模したブロックを使用すること。 イ ○○は、自然石に模した表面仕上げとすること。</p>	<p>1 コンクリート等による人工構造物が風致に及ぼす支障を軽減するために、自然の素材を使用し、又は自然の素材に模した仕上げをする必要がある場合に用いる。 2 ○○には、「擁壁」「堰堤」等対象を具体的に記載する。 3 対象が、石積み又はブロック積みの場合はアを、コンクリート造り又は石積み等との併用の場合はイを用いる。</p>
	<p>ウ ○○の色彩は、 ①×(色)系統とすること。 ②既存部分と同一配色とすること。</p>	<p>1 人工の構造物が風致に及ぼす支障を軽減するために、建築物等の色彩を指定する必要がある場合に用いる。 2 ○○には、「屋根」「外壁」「増築する建築物外部」等対象を具体的に記載する。 3 色を指定する場合は①を用い、具体的に指定する必要がある場合は「××色とすること。」として差し支えない。 また、増築又は改築の場合には②を用いる。</p>
(5) 残土、廃材の処理	<p>(残土／既存○○の撤去に伴う廃材)は、 ①国定公園区域外に搬出すること。 ②申請書添付「△△図」記載の位置において風致の保護上支障のないよう処理すること。</p>	<p>1 工事の施行に伴う土地の切り盛りによって残土が発生する場合又は既存施設の撤去によって廃材が生じる場合であって、国定公園区域外への搬出を指定する場合は①を用いる。 2 残土又は廃材は、国定公園区域外へ搬出することが望ましいが、現場の状況等により、国定公園区域外への搬出が合理的でない場合であって、特別地域内で風致に支障を及ぼすことなく処理できる場合には②を用いる。また、普通地域内で処理する場合には、②の「風致の保護上支障のないよう」を「適切に」と置き換えて用いる。 3 ○○には、「倉庫」「電柱」等撤去する工作物を具体的に記載する。 4 「△△図」には、添付図面の名称を記載する。 5 残土及び廃材の両方を処理する必要がある場合には、「残土及び既存○○の撤去に伴う廃材は、」として一括して差し支えない。 6 必要に応じて(8)緑化と組み合わせて用いる。 (例) 残土は、申請書添付「△△図」記載の位置において風致の保護上支障のないよう処理するとともに、当該□□には、張芝、種子吹付等により……(□□には、「土捨場」「残土処理場」等申請書に用いられている名称を記載する。)</p>

	<p>ウ 工事に携わる作業員等工事関係者に対しては、植物の採取、野生動物の捕獲、ごみの投棄等風致の保護上好ましくない行為を行うことのないよう作業員心得を作成し、これを遵守させること。</p>	<p>多数の作業員が、工事現場及びその周辺に出入りするような工事を伴う場合に用いる。</p>
(4) 工作物等の意匠	<p>ア ○○には、自然石又は自然石に模したブロックを使用すること。 イ ○○は、自然石に模した表面仕上げとすること。</p>	<p>1 コンクリート等による人工構造物が風致に及ぼす支障を軽減するために、自然の素材を使用し、又は自然の素材に模した仕上げをする必要がある場合に用いる。 2 ○○には、「擁壁」「堰堤」等対象を具体的に記載する。 3 対象が、石積み又はブロック積みの場合はアを、コンクリート造り又は石積み等との併用の場合はイを用いる。</p>
	<p>ウ ○○の色彩は、 ①×(色)系統とすること。 ②既存部分と同一配色とすること。</p>	<p>1 人工の構造物が風致に及ぼす支障を軽減するために、建築物等の色彩を指定する必要がある場合に用いる。 2 ○○には、「屋根」「外壁」「増築する建築物外部」等対象を具体的に記載する。 3 色を指定する場合は①を用い、具体的に指定する必要がある場合は「××色とすること。」として差し支えない。 また、増築又は改築の場合には②を用いる。</p>
(5) 残土、廃材の処理	<p>(残土／既存○○の撤去に伴う廃材)は、 ①国定公園区域外に搬出すること。 ②申請書添付「△△図」記載の位置において風致の保護上支障のないよう処理すること。</p>	<p>1 工事の施行に伴う土地の切り盛りによって残土が発生する場合又は既存施設の撤去によって廃材が生じる場合であって、国定公園区域外への搬出を指定する場合は①を用いる。 2 残土又は廃材は、国定公園区域外へ搬出することが望ましいが、現場の状況等により、国定公園区域外への搬出が合理的でない場合であって、特別地域内で風致に支障を及ぼすことなく処理できる場合には②を用いる。また、普通地域内で処理する場合には、②の「風致の保護上支障のないよう」を「適切に」と置き換えて用いる。 3 ○○には、「倉庫」「電柱」等撤去する工作物を具体的に記載する。 4 「△△図」には、添付図面の名称を記載する。 5 残土及び廃材の両方を処理する必要がある場合には、「残土及び既存○○の撤去に伴う廃材は、」として一括して差し支えない。 6 必要に応じて(8)緑化と組み合わせて用いる。 (例) 残土は、申請書添付「△△図」記載の位置において風致の保護上支障のないよう処理するとともに、当該□□には、張芝、</p>

(6) 建築物等 の撤去	<p>ア ○○は、△年△月△日までに撤去すること。</p>	<p>1 特に期限を決めて公園施設の一部を撤去させる必要がある場合に用いる。 2 ○○には、「付帯避難小屋の全部」「既存宿舎の一部」等撤去する工作物及びその範囲を具体的に記載する。 3 (2)–3 参照のこと。 4 必要に応じて、(7)跡地の整理及び(8)緑化と組み合わせて用いる。 (例) 当該○○は、△年△月△日までに撤去し、跡地は、風致の保護上支障のないよう整理するとともに、当該地域に生育する……</p> <p>イ 工事に伴う仮工作物は、行為完了後直ちに撤去すること。</p>
(7) 跡地の整理	<p>○○跡地は、風致の保護上支障のないよう整理すること。</p>	<p>1 工事完了後、工事箇所又はその周辺の整理が必要な場合に用いる。 2 ○○には、「既存建築物撤去」「工事施行」「資材置場」等、対象を具体的に記載する。 3 必要に応じて(8)緑化と組み合わせて用いる。 (例) ○○跡地は、風致の保護上支障のないよう整理するとともに、当該地域に生育する……</p>
(8) 緑化	<p>ア ○○には、 ①当該地域に生育する植物と同種の植物により ②張芝、種子吹付等により緑化を行うこと。</p>	<p>1 工事に伴い生じる裸地等の土砂の流出を防止するために緑化が必要な場合、又は構造物が風致に及ぼす支障を軽減するために修景のための植栽を必要とする場合などに用いる。 2 ○○には、「建築物の北側」「切土法面」「工事に伴う裸地」等、緑化を行うべき場所を具体的に記載する。 なお、道路の改良等で廃道が生ずる場合には、「廃道敷は、舗装を撤去し、客土した上、当該地域に……」のように用いる。 3 ①の「植物」は、必要に応じて「樹木」等と置き換えること。 4 緑化には、当該地域周辺より供給された種苗(移入種を除く)を用いることを基本とするが、当該地域周辺からの種苗の供給が困難な場合は同種の植物を用いる。また、早期に緑化が必要な場合、又は、現場の自然環境等の状況でやむを得ない場合は②を用いる。 5 必要に応じて、(5)廃土、廃材の処理、(6)建築物等の撤去、(7)跡地の整理と組み合わせて用いる。 (例文は各項目を参照のこと。)</p>

(6) 建築物等 の撤去	<p>ア ○○は、△年△月△日までに撤去すること。</p>	<p>芝、種子吹付等により……(□□には、「土捨場」「残土処理場」等申請書に用いられている名称を記載する。) 1 特に期限を決めて公園施設の一部を撤去させる必要がある場合に用いる。 2 ○○には、「付帯避難小屋の全部」「既存宿舎の一部」等撤去する工作物及びその範囲を具体的に記載する。 3 (2)–3 参照のこと。 4 必要に応じて、(7)跡地の整理及び(8)緑化と組み合わせて用いる。 (例) 当該○○は、△年△月△日までに撤去し、跡地は、風致の保護上支障のないよう整理するとともに、当該地域に生育する……</p> <p>イ 工事に伴う仮工作物は、行為完了後直ちに撤去すること。</p>
(7) 跡地の整理	<p>○○跡地は、風致の保護上支障のないよう整理すること。</p>	<p>1 工事完了後、工事箇所又はその周辺の整理が必要な場合に用いる。 2 ○○には、「既存建築物撤去」「工事施行」「資材置場」等、対象を具体的に記載する。 3 必要に応じて(8)緑化と組み合わせて用いる。 (例) ○○跡地は、風致の保護上支障のないよう整理するとともに、当該地域に生育する……</p>
(8) 緑化	<p>ア ○○には、 ①当該地域に生育する植物と同種の植物により ②張芝、種子吹付等により緑化を行うこと。</p>	<p>1 工事に伴い生じる裸地等の土砂の流出を防止するために緑化が必要な場合、又は構造物が風致に及ぼす支障を軽減するために修景のための植栽を必要とする場合などに用いる。 2 ○○には、「建築物の北側」「切土法面」「工事に伴う裸地」等、緑化を行うべき場所を具体的に記載する。 なお、道路の改良等で廃道が生ずる場合には、「廃道敷は、舗装を撤去し、客土した上、当該地域に……」のように用いる。 3 ①の「植物」は、必要に応じて「樹木」等と置き換えること。 4 緑化には、当該地域周辺より供給された種苗(移入種を除く)を用いることを基本とするが、当該地域周辺からの種苗の供給が困難な場合は同種の植物を用いる。また、早期に緑化が必要な場合、又は、現場の自然環境等の状況でやむを得ない場合は②を用いる。 5 必要に応じて、(5)廃土、廃材の処理、(6)建築物等の撤去、(7)跡地の整理と組み合わせて用いる。 (例文は各項目を参照のこと。)</p>

	<p>イ ○○には、当該地域周辺より供給された種苗(移入種を除く)により緑化を行うこととし、緑化工の施工に当たっては(工事の施工／土石の採取)に伴い切り取られる(表土／表土及び植物)を使用すること。</p> <p>ウ モルタル吹付の前面には、ロックネット等を設置したうえ、つる性植物を植栽し、緑化すること。</p>	<p>1 工事が、特別保護地区、第1種特別地域等自然環境保全上特に重要な地域において施行される場合であって、表土等を緑化工に使用する必要がある場合に用いる。</p> <p>2 アー2参照のこと。</p> <p>通常の緑化工では法面の崩壊が防止できないため、やむを得ずモルタル吹付を認めることであって、風致の保護上前面を植物により隠ぺいする必要がある場合に用いる。</p>
(9) 維持管理	○○の入り口には、当該道路の目的を明記した標識を掲出する等、一般車の乗り入れを制限する措置を講ずること。	工事用道路等への一般車の乗り入れにより、風致の保護上著しい支障が生ずると予想される場合に用いる。
(10) 報告	<p>ア ○○の進捗状況について、天然色写真を添え、××ごとに、△△に報告すること。</p> <p>イ 行為完了後、(第○項及び第○項／前○項)の履行状況について、天然色写真を添え、△△に報告すること。</p> <p>ウ 每年4月30日までに、前年度分の月別利用者数(と平均滞在日数)に関する調書を、知事に提出すること。</p> <p>エ 每年4月30日までに、前年度分の延べ宿泊者数(と平均滞在日数)及び(区分所有者／会員／社員等)の延べ宿泊客室数と延べ宿泊可能客室数に関する調書を、知事に提出すること。</p>	<p>1 工事が長期にわたる場合であって、その進捗状況を把握しておく必要がある場合に用いる。</p> <p>2 天然色写真の添付は、特に必要な場合に求めることとし、それ以外の場合は「天然色写真を添え、」を削除すること。</p> <p>3 ××には、「1年」「半年」「四半期」等と記載する。</p> <p>1 風致の保護のため、条件の履行状況を確認する必要がある場合に用いる。</p> <p>2 アー2参照のこと。</p> <p>1 宿舎、野営場、スキー場等で、施設の利用者数を把握しておく必要がある場合に用いる。</p> <p>2 上記事業に係る当初認可においては、原則として付すものとする。</p> <p>分譲型ホテル等の当初認可においては原則として付すものとする。</p>
(11) 施設の供用開始	△年△月△日までに施設の供用を開始すること。	<p>1 利用施設について、国定公園の利用上、供用開始の時期を事業者に義務づける必要がある場合に用いる。</p> <p>2 従業員宿舎、管理棟等の管理のための施設工事の場合には指定しない。</p> <p>3 運輸施設又は道路法による道路に関する公園事業の場合は、指定しない。</p>

		<p>5 必要に応じて、(5)残土、廃材の処理、(6)建築物等の撤去、(7)跡地の整理と組み合わせて用いる。 (例文は各項目を参照のこと。)</p> <p>イ ○○には、当該地域周辺より供給された種苗(移入種を除く)により緑化を行うこととし、緑化工の施工に当たっては(工事の施工／土石の採取)に伴い切り取られる(表土／表土及び植物)を使用すること。</p> <p>ウ モルタル吹付の前面には、ロックネット等を設置したうえ、つる性植物を植栽し、緑化すること。</p>
(9) 維持管理	○○の入り口には、当該道路の目的を明記した標識を掲出する等、一般車の乗り入れを制限する措置を講ずること。	工事用道路等への一般車の乗り入れにより、風致の保護上著しい支障が生ずると予想される場合に用いる。
(10) 報告	ア ○○の進捗状況について、天然色写真を添え、××ごとに、△△に報告すること。	工事用道路等への一般車の乗り入れにより、風致の保護上著しい支障が生ずると予想される場合に用いる。
	<p>イ 行為完了後、(第○項及び第○項／前○項)の履行状況について、天然色写真を添え、△△に報告すること。</p> <p>ウ 每年4月30日までに、前年度分の月別利用者数(と平均滞在日数)に関する調書を、知事に提出すること。</p> <p>エ 每年4月30日までに、前年度分の延べ宿泊者数(と平均滞在日数)及び(区分所有者／会員／社員等)の延べ宿泊客室数と延べ宿泊可能客室数に関する調書を、知事に提出すること。</p>	<p>1 工事が長期にわたる場合であって、その進捗状況を把握しておく必要がある場合に用いる。</p> <p>2 天然色写真の添付は、特に必要な場合に求めることとし、それ以外の場合は「天然色写真を添え、」を削除すること。</p> <p>3 ××には、「1年」「半年」「四半期」等と記載する。</p> <p>1 風致の保護のため、条件の履行状況を確認する必要がある場合に用いる。</p> <p>2 アー2参照のこと。</p>
(11) 施設の供用開始	△年△月△日までに施設の供用を開始すること。	<p>1 宿舎、野営場、スキー場、有料駐車場等で施設の利用者数を把握しておく必要がある場合に用いる。</p> <p>2 上記事業に係る当初認可においては、原則として付すものとする。</p> <p>△年△月△日までに施設の供用を開始すること。</p> <p>1 利用施設について、国定公園の利用上、供用開始の時期を事業者に義務づける必要がある場合に用いる。</p> <p>2 従業員宿舎、管理棟等の管理のための施設工事の場合には指定しない。</p> <p>3 運輸施設又は道路法による道路に関する公園事業の場合は、指定しない。</p>